

丹後国伊根におけるイルカ漁と漁株制

(History of Catching Dolphins and Ryokaku system at Ine bay)

中村 羊一郎

Yoichiro NAKAMURA

(平成二十二年十月六日受理)

はじめに

本稿の舞台となる京都府与謝郡伊根町の伊根湾は、日本海に面した丹後半島の先端近くの東岸に位置し、波打ち際に海にせり出す形で建てられた漁家の二階家の一階部分が小型漁船の収納場所となった舟屋と呼ばれる独特の景観で知られている。ここで行われてきたイルカ追い込み漁は、村落構造と深く関わっており、全国のイルカ追い込み漁



写真1 舟屋が並ぶ伊根湾 (2009年10月撮影)

実施地区のなかでも漁株制にもとづく独特な配当の仕組みをもっていることで注目される事例である。

まず伊根湾を含むより大きな地形である若狭湾と周辺のイルカ事情の概況を確認しておきたい。伊根のはるか東、能登半島先端の緑剛崎から西南方向にのびる日本海沿いの海岸線は、途中に東尋坊などの奇岩地帯を経ながらも単調な線を描いて福井県の越前岬まで続いている。そこから南に切れ込んで敦賀に至るのが敦賀湾、その西側から浅い碗のような形で日本海を抱え込んでいるのが若狭湾である。

本稿の主題であるイルカ追い込み漁は、餌となる魚群を追ってくるイルカの群れが陸地に食い込んだ湾に入り込むのを見計らい、湾口を仕切り、群の後から網で追い込みながら浜辺でイルカを捕獲するという漁法である。当然ながら、その地域にイルカが回遊してくることで、追い込みにふさわしい地形であるかどうかが決定的な意味をもつ。さらには海流の向き、湾内の水深や海底地形なども大きな要素となる。伊根湾はまさにこのようなイルカ追い込み漁に適した場所であり、この条件はイルカと同類のクジラ(クジラとイルカの違いは体長による)にもあてはまる。全国のイルカ追い込み漁実施地区では捕鯨も実施していた例が多く見られ、伊根でも近世の早い時期から捕鯨が行われていた。

なお敦賀湾においては管見の限りイルカ追い込み漁の記録はないが、『古事記』には注目すべことが書かれている。すなわち、のちの応神天皇の即位前、臣下の建内宿禰の夢に土地の神が現われ「皇太子と名前を交換したい、ついでに明朝浜に出てみよ、名前交換の贈りものがある」と言われた。はたして海岸

には「鼻毀^かけたる入鹿魚、既に一浦に依れり^②」、すなわち鼻先から血を流したイルカが浜一面にいたという。そのためここを血浦といい、今の都奴賀つまり敦賀となった。これが単なるストランディングなのか、地元民によるイルカ漁の反映なのかは判断できないが、イルカと全く無縁の地ではなかった証拠といえよう。

筆者が一九九一年八月、敦賀の海岸で漁師から聞き取りをした時には、毎年春先にイルカの群れが一回だけ来るものだと断っていた。イルカの群れが来ると、まるで風で波が立っているよ



図1 伊根湾と集落 (国土地理院5万分1地形図「冠島」[丹後由良]より)

うに沖合が真っ白になり、湾内の魚をすっかり荒らしてしまうという。敦賀には護良親王ゆかりの金ヶ崎神社がある。人々は神明さんと呼び、「五月の神明さんの祭り時分になるとイルカが神明さんを拝みに来た」と伝えている。今でも何百というイルカが入ってくるが、一時間もすれば出て行ってしまふ。たまたに定置網にかかるものもある。ゴンドウも入ることがあるが、捕らないという。このあたりではイルカを食べる習慣はない。敦賀湾においてはイルカは漁師にとって決して珍しいものではないが、捕獲することがなかったのは、追い込み漁には適していないかったことであろう。むしろ漁の邪魔をする「海のギャング」といった印象が強い。

さて、伊根は、若狭湾の西側を区切る丹後半島に切れ込んだ小湾に面した集落群で、一般に伊根三ヶ村と呼ばれる亀島・平田・日出という三つの村からなりたっている。この伊根湾口には漁業神として信仰を集める蛭子神社が鎮座する青島が、あたかも防波堤のような形で横たわっている。そのため伊根湾はきわめて波静かであり、波打ち際に二五〇棟近い舟屋が並ぶ独特の景観が形成された。二〇〇五年に漁村の景観として伝統的建造物群の国指定を受け、多くの観光客を招き寄せている^③。

伊根といえ、ブリ漁の本場として知られるが、その漁業権は鰯網株の権利として一二四株に固定されていた。しかもこの株は単に鰯網を仕掛ける権利だけではなく、耕地と背後の山林用益権までを含んでおり、おそらくは近世初期の本百姓の家数があるまま株の数として固定されたものと考えられている。このような特色ある伊根の漁業について、漁業経済史が専門の羽原又吉はとくに村落構造の解明という視点から分析しており、

また地元の岩崎英精は鯨株についてのみならず、伊根における漁業について自ら精力的な資料調査を行って詳細な漁業史を完成させ、さらに二野瓶徳夫の総百姓共有漁場の一典型としての位置付けも注目される。本稿では伊根の漁業全般の記述については、とくに岩崎の研究とそれを継いだ『伊根町誌(上・下)』に多くを拠っているが、筆者自らが直接分析の対象としたのは、平田村で長年庄屋を務めてきた向井家が保管してきた平田漁株文書と称する文書群である。これはイルカ漁に関係する史料(帳簿類)を多く含んでいて、『伊根町誌・下巻』にも一部が紹介されているが、本稿では、この帳簿類を読み込み、さらにわずかに残るイルカ漁の伝承を参考にしながら、伊根浦における近世を中心としたイルカ追い込み漁の実態と村落との関係を考察する。

一 伊根三ヶ村の成立と伊根湾における漁業の概況

伊根三ヶ村と鯨株

伊根湾の波静かな湾内を「間内」、湾外を「間外」という。早くから利用されてきた間内は、ときには「オマウチ」とも称されたほど豊かな漁場であった。青島はとくに女性には禁足地とされ樹木などが大切に保護されてきた。島は近世後期からは捕



写真2 伊根湾口に横たわる青島(2009年10月撮影)



写真3 青島に鎮座する蛭子神社(2009年10月撮影)



写真4 蛭子神社下の鯨の墓(2009年10月撮影)

獲した鯨の解体作業の場となり、それを物語るように、蛭子神社に登る石段脇にはクジラの供養塔があり、周辺には朽ちかけた鯨骨が落ちていた。

湾に面して舟屋が立ち並ぶ岸辺から背後の山にかけて、クロマツ、シイをはじめとする常緑樹が生い茂って魚付き林となり、このオマウチで鯨、イルカ、ブリ、シビ(マグロ)、カツオなどのほか、イカ、ボラ、タイ、サバ、ハモ、タラ、カレイなどが延縄や一本釣でとれたのである。郷土史家の和久田幹夫によれば、近世においてこのオマウチでは重さ百貫目を超える大鯨(オオシビ)が磯から百mたらずの所で捕れたという。また平田村の字である大浦の天下神社の右手の丘にはイオミ(魚見)という地名が残っている。とくに重要な魚種であるブリは、栗田方面から北上してきて青島と高梨の間の大間口から湾内に入っ



図2 明治13年与謝郡第八組龜嶋平田日出ノ参ケ村区拝借願地場実地見取図画（平田漁株文書目録B13）

てきた。湾外のすき崎や「わりぐり」という漁場は近世初期に開発されたもので、それまでの漁業はこのオマウチで営まれていた。

伊根の漁業と地域の歴史を語る上で必須の文献となっているのが、明治四十二年に刊行された『京都府漁業誌』の第二巻、与謝郡伊根村部である。主要な漁法について同書は「各村共ニ初期ノ漁業ハ釣漁ヲ以テ主トシ文明年間ニ至リ鯛、小鯛縄ヲ考案シ慶応ノ年間頃ニハ稍延縄ノ進歩ヲ見ルニ至ルト云フ」としている。

また伊根村の沿革として「伊根村ハ亀島、平田、日出ノ三部落ヨリ成リ内亀島最モ古ク平田之レニ次ギ日出最モ新ナルガ如ク漁業ノ状景モ又其順序ニ其盛況ヲ示ス」と述べるが、各部落ともにその発祥を示す正確な記録は存在しない。同書は青島に祀られる蛭子神社の創始伝承を根拠に亀島の成立が千年以上も前になると推定し、平田村は文明年間、さらに日出村は元来農業中心であったが、慶長年間に漁業を開始したと推定している。つまり近世において伊根三ヶ村と総称された三つの集落は、亀島（史料には嶋も使われるが、本稿では島に統一する）・平田・日出という順に成立していったと推定している。しかしその根拠は、後世における伊根湾における漁業の権利関係のそれぞれの強弱にしたがったもので合理的ではないという批判があり、近年は次のように推定されている。

まず伊根が記録に出てくるのは、建久二年（一一九一）の長講堂領目録に「伊称荘」とあるのが最初であるが、この場合は伊根三か村よりは広い範囲をさしていた。その後、天文十八年（一五四九）の岩ヶ鼻日吉神社棟札には高梨（亀島の一部）・

平田・日出という集落名が見られ、十六世紀前半までには三か村は成立していたとみられる。なお亀島は平田に隣接する高梨と、湾の対岸にある亀山・立石・耳鼻（にび）という四集落からなるが、そのうち伊根湾の東口に面する亀山には亀山城があった。この城は天正十年（一五八二）に一色氏が滅亡してのち廃棄され、現在の跡地には愛宕社と弁財天社が祀られている。なお伊根三か村という総称は中世には見られなかった。近世になってこれらの集落間や伊根以外の漁村との間で漁場をめぐるさまざまな対立が顕在化するが、中世まではそのような紛争はほとんどなかったと考えられている。

鰯株（漁株）の成立と実態

伊根の鰯は細川氏の時代から「天下の礼物」とされており、寛永十八年（一六四一）に平田村と亀島村との間で、「内海の口」に網を張りきって鰯をとることをめぐる争論が起こっているが、ブリ漁の漁法は中世以来ほとんど変わらず、大規模な大敷網が出現する前は刺網であった。その構造は、長さが約三三・三m、深さが約六・五mでウケ（浮き）はウルシの木で作られていた。内海の各所の網場の数は、慶安二年（一六四九）には亀島分が二一二、平田分が一〇六、日出分が二四場の合計三四二場あった。この鰯網を仕掛けることのできる権利が鰯株であり、亀島村七五株、平田村三七株、日出村一二株の合計一二四株に固定されていたのである。網を張る権利は一株につき二統（二統は網二枚で構成）とされていた。またこれ以外に鮪網（しび）が平田・亀島各一ヶ所ずつ設置された。

鰯株（この呼称は、鰯株、鰯網株、漁株など種々あるが内容は同じであるので、資料引用の際は原文のまま、一般には漁株

と表記する）の成立について、羽原は「一般株制のように社会集団の一部の利益や特権のために出発したもの」ではなく「部落総員がもつ総有的共同財産の使用収益を平等に行使せしめんがために、多人数の無規律的漁法に一定の秩序と利用法とを定め相互の利益を保護せんとする一社会全員の創意に基づく社会的共同利益の立場から成立した」と総括している。しかも羽原はこの株制の成立を二段階に設定している。すなわち『京都府漁業史』の所説にしたがい、伊根三ヶ村のうち、亀島の成立が最も古く、平田は大島村から移住してきた半農半漁の人々によって興されたとし、日出はこの二つの村よりも新しい成立であったので、亀島・平田が先行して行っていた内湾での鰯漁への参入が叶わず、やむなく外海での漁場を開拓した結果、たまたま今日に至る好漁場を発見した。そこに亀島・平田が参入することとで、伊根三ヶ村の入会漁場が成立し、「伊根の鰯株百二十四制が創定せられた」と推定し、その前提には内湾における鰯株制が存在していたとみている。寛永期以前の漁場経営に関することは現時点では不明のため、鰯株制の成立時期は明らかにできない。ただし羽原のいうように、漁株成立以前の漁場が漁民による共同管理下にあったとは考えにくい。おそらく断片的に存在がうかがえる「刀祢」が漁場を管理下においていた時代があったのではないかと推定されるのだが、このことについては後述する。

漁株は、おそらく近世の早い時期に固定されたと考えられ、株数はさきに見たように三ヶ村合計で一二四株である。この株は名称こそ鰯網株となっているが、単に鰯網に代表されるような漁業についての権利だけでなく、屋敷・田畑・山などにつ

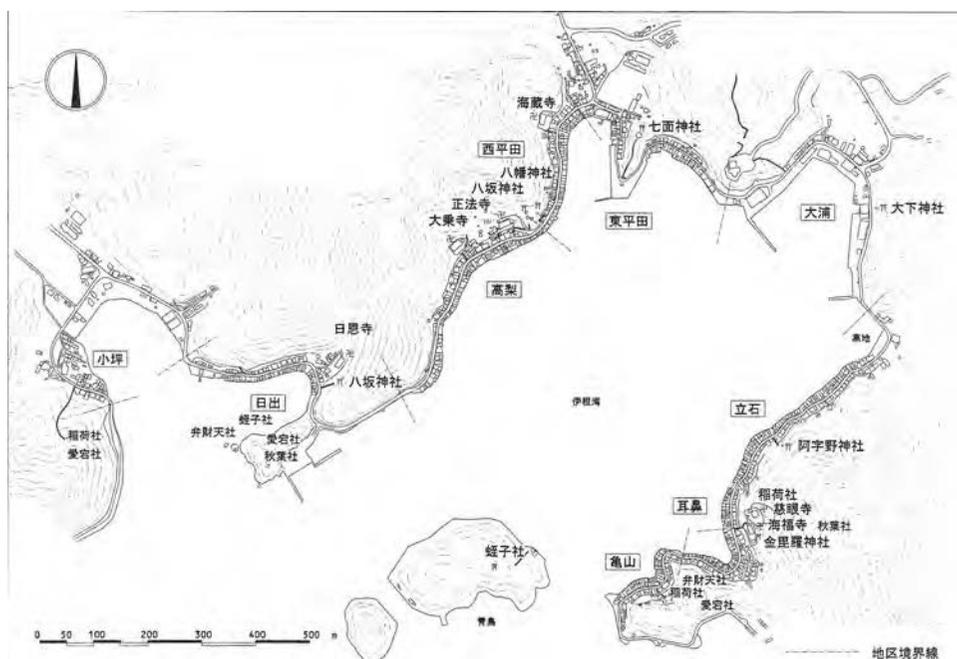


図3 伊根浦の集落と社寺（『伊根浦概要版』より）

いての権利をも含むもので、いわば屋敷持ちの独立農民つまり本百姓の権利に相当していた。したがって株数は成立時点における本百姓の数を反映したものと考えられるが、現在残っている史料にはびったり一致する数値は見られない。だがそのことを裏付けるように、慶長七年（一六〇二）の検地帳には、平田村の家数が三四、日出村が一六軒とあり、ほぼ株数に近い。同時代の検地帳を欠く亀島村について岩崎は、享保二年の諸色差出帳に見える全家数二二七軒のうち、本百姓が一二二とあることは、当初は七五軒であったのが、約八十年を経る中で没落したり株を分割したりという変化があったと推定し、慶長期には他と同じように本百姓七五軒に近い状態であったとしている。

この漁株は、分割が可能であったが、分割内容は村落によって若干の違いがある。一株所有者のことを丸（マル）と呼んだが、亀島と平田では、その一株が二分、四分に分けられ、日出村では一株を六分することもできた。もちろん株に付随する権利もそれに見合うものとされた。なお平田村の向井義夫氏によると、漁株を借金のかたに預けることもできたが、六か年で返せないと権利を譲渡したことになるということだった。三カ村では時代がたつにつれて株の細分化と同時に集中も進み、とくに平田村の場合は、享保二年（一七一七）には本百姓が四六、水呑（無株者）が一であったのに対して、宝暦三年（一七七三）には、忠左衛門家が一二株半を保有して全村の半数以上を子方とし、その分家が残りを子方としており、一番の本家である忠左衛門家に村の支配力が集中するようになっていた。本稿で分析することになる平田漁株文書は、もともとはこの忠左衛門家に伝わっていたものである。なお隣村の新井でも、鰯刺網

は「古くよりその漁場を十一株に分割し、一株ごとに一定の田畑が付属して株の売買譲渡には一体となって移転したことは伊根村と全く同一である」とされる。

無株者すなわち水呑は有株者に割り当てられた田畑を小作し、漁業においては「漁獲高の百分ノ十三・八を天引きしてそれを有株者仲間て持株高にに応じて分配し、その残額を更に有株者無株者の全員ニ部落総民に平等に頭分」されたと羽原はいうが、「百分ノ十三・八」の根拠は明らかではない。いっぽう公課などはすべて有株者がその高に応じて負担し、村役にもついたり、つまり、持株数と税負担との間には何の関係もなかったが、村役はすべて有株者しかできなかったと伝承されているので、実質的には株所有の有無及びその多寡が村内における力関係を決めていたともいえる。

株持ちの住民の負担には持高に応じた年貢に加え、鰯に対する課税があった。近世丹後国の領主となった細川氏の時代に「鰯運上」としての賦課が始まり、宮津藩は湾内鰯運上として一〇〇〇本を亀島・平田に、二五本を日出村に課した。のち、湾外の漁場も開発され、やがて三ヶ村全体で鰯運上として一三〇〇本を請負うことになった。これは鰯一本あたり銀四匁六分で換算された金納であるので、不漁の年などは減額を求めて交渉が行われている。なお日出村は享保二年（一七一七）から宝暦九年（一七九五）まで、宮津藩から天領に移されたことがあり、そのときは日出村分六七本を差し引いた一三三本が亀島・平田負担分とされていたが、復帰とともに運上総額は元に戻った。一三〇〇本と算定されたのは、実際の水揚げが多い時で一万余本から一万五千本ほどはあったとされるので、その十分の一

に設定されたことによる。もちろん不漁を理由に延滞や減免の交渉がなされたことはいうまでもない。

ここで近世における三ヶ村の状況を確認しておこう。三ヶ村の石高は寛文九年（一六六九）の検地では、日出村六七石弱、平田村七九石余、亀島村一九石余であったが、文化三年（一八〇六）の三ヶ村が同時に記録されている「丹後国与謝郡伊根日出村亀嶋村平田村」という表題の書上によると次のようである。

まず石高では、日出村一三二石余、平田村一五八石余、亀島村二四四石余とされている。これは延宝九年（一六八一）の検地によって一挙に倍増されてしまったためである。この文化三年時の戸数は、本百姓・水呑ともで各三六、八七、一九九であるので、単純に比較すると戸数あたりの石高は亀島村が一・二石であるのに対して日出村は三・

表1 伊根浦三ヶ村の戸数の変遷

出典	西暦	亀嶋村 (株数75)			平田村 (株数37)			日出村 (株数12)		
		家数	人口	獵師船	家数	人口	獵師船	家数	人口	獵師船
慶長7年検地帳	1602				34			16		
延宝9年田畑永代分ヶ帳	1681				57 (19)					
享保2年諸色差出帳	1717	227 (122)			57 (11)					
宝暦9年諸色書上帳	1759	222 (157)	978 (503)	140内外	68 (40)	309 (155)				
天明5年指出帳	1785						30 (15)	174 (93)		
寛政8年諸色書上指出帳	1796	212	988 (543)	128内外	84 (52)	366				
文化3年書上	1806	199	1056 (535)		87	504 (264)	36	209 (105)		

家数の()内は水呑 人口の()内は男 岩崎：321頁による

七石となり、村落の生活基盤の違いをうかがわせる。つまり、亀島村はそれだけ海に依存する割合が高いということになる。ただし平田村に隣接する高梨（亀島村の一部）は、平田と同じような環境にある。こうした状況をいくつかの史料を合わせてみると、表1のようになるが、猟舟の数が挙げられているのは亀島村のみであり、宝暦九年（一七五九）には一四〇艘（家数二二二）を有して「諸猟年内家職ニ仕候」というように漁業に重きをおいていたことがわかる。加えて、商売船一艘、諸国渡海船二艘が各個人持ち、鯨船二艘は網船で惣百姓中が所有していた。亀島村は捕鯨を重要な生業に位置づけていたほか、諸国渡海船つまり北前船の経営をした者もいたのである。ただし享保二年（一七二七）の平田村亀島村の「諸色書上帳」では、平田村に猟師船四一艘、亀島村に二四〇艘があったとしている²⁰。

二 亀島村による伊根湾内の捕鯨

伊根浦捕鯨の記録

ここで伊根湾内で行われた捕鯨について概観しておく。本稿は捕鯨について論じるものではないが、捕獲方や水揚げ後の処理方には共通点があり、なによりも平田村に捕鯨の権利がない理由を説明していくうえでも捕鯨の実態を確認しておくことが必要である。

捕鯨の権利を独占している亀島は伊根湾東部にある亀山・耳鼻・立石の三集落と対岸にあって平田に隣接する高梨の四集落からなる。まず、伊根湾内における捕鯨について、『京都府漁業誌』は次のように述べている²¹。



図4 京都府与謝郡伊根湾捕鯨実況(丹後郷土資料館撮影)

捕鯨漁具ハ何ノ頃ヨリ使用シ始メタルヤ不詳ナルモ古来伊根湾ニ多数ノ鯨群ヲナシテ廻泳スル事数度ナリシモ之レヲ捕ル漁具ナク毎回取遁シタルモ天文年間ノ頃ニ藁繩鯨地曳網（一名三ツ目網）ニテ鯨一尾ヲ捕獲シタリ依テ其売価ヲ資本トシ藁網一部分ヲ麻網トシ同時ニ鈎ヲ考案シテ現今ノ鯨網漁業ノ形ヲ造リタリト云フ此ノ発案者ハ現今亀島字高梨永浜半次ノ祖先ト同村奥野カネノ祖先両名ナリ此故ヲ以テ現今ニ至ルモ捕鯨漁具凡テハ（永浜ノ祖先ノ家記）本ノ字ト（奥野カネノ祖先ノ家記）久

ノ字トヲ以テ久本ノ記ヲ付ス現今両家モ各此記ヲ用フ爾来多数ノ鯨ヲ捕獲スルニ至リ領主資本ヲ支出シテ之レヲ監督シ従テ漁具ノ装置モ偉大ナルコト今日ノ如クニナレリ

其頃ヨリ捕鯨ノ運上トシテ代価ノ十分ノ一ヲ領主ニ納メタリ後明治四年豊岡県ノ設置ニヨリ代価ノ二十分ノ一ヲ同県庁ニ上納シ京都府ノ管下後ト雖モ此率ヲ継続シ来タリシガ明治三十一年一月ニ至リ千分ノ七十二ニ変更セリ

平田村ハ鯨漁業ニ関シテハ亀島ト共同事業ナリシモ明歴(暦)元年何等ノ理由モナク其共同株ヲ脱セリ

『京都府漁業誌』の記述は、典拠とする資料が明示されていないように、岩崎によれば、相互に多くの矛盾があり、しかも事実と相違するところが多いのに驚くとされているが、ある意味ではそれぞれの伝承を聞いたままに書きとめたという一面もあるのではないか。捕鯨の始まりを天文年間としていることは、捕獲方法が組織的であるか否かを問わず、鯨を意識的に捕獲するという意味での捕鯨が中世にまでさかのぼる可能性を示している。また、麻網を採用することで現近の形態に発展したとする点、および捕鯨創始に関わる永浜・奥野両家とともに亀島村のうち、高梨の者であることなど、いずれも捕鯨の始まりについて考慮すべき情報ではあるまいか。岩崎によれば、湾内の捕鯨は亀島に残る明暦二年(一六五八)の「鯨永代帳」に座頭鯨一本という記録以降に本格化したのであろうとされる。ちなみに鯨永代帳などをもとに『伊根町史下巻』は、明暦二年二月の座頭鯨以降、昭和二年(一九二七)までの全三八八本の鯨種・長さ(尋)・入札価格・落札集落名の一覧表を掲げている。

る。

伊根湾内における捕鯨の権利は、亀島村だけが独占しており、同じ沿岸に位置する平田村・日出村には全く権利がない。しかも捕獲だけでなく、鯨の売却に関しても亀島を構成する四集落だけが入札することができた。つまり湾内の鯨については、捕獲から売却にいたるまで完全に亀島村が独占していた。その理由について、岩崎は労働力と資金面から平田のような小村では対応できなかったためであろうと推測しているが、あえていえば、地形的な面でも網を張りきる岸が青島をはさんで高梨、亀山とともに亀島村の領分であったことも関係あろう。

『京都府漁業誌』では、先に続けて明暦元年に平田村が「何等ノ理由モナク其共同株ヲ脱セリ」というが、これは「鯨永代帳」に最初の一文が記録される明暦二年の前年にあたることから、同書編纂者が前年に共同漁から離脱したものと推測したのであろう。おそらく平田村は最初から組織的な捕鯨には関わっていないかっただけではないだろうか。このことは、イルカ漁での収益が亀島・平田両村で折半されているということと関係があるはずである。さきに指摘した諸点とともに、本稿の最後にあらためて考えることとする。

捕鯨の方法

マウチ(伊根湾内)で行われた捕鯨について概要を記してみるのが、まずその様子を撮影した大正期の写真を示しておく。和久田幹夫氏から提供されたもので、ナガスクジラをたくさんの船が取り囲み、鉆を構えた人間も見える。これは明治期に描かれた絵図(図4)とみごとに符合したきわめて貴重な写真といえる。



写真5 大正2年ナガスクジラ捕獲時の状況(和久田幹夫氏提供)

地、大浦に追い込んだ。「伊根の投げ節」という民謡に「伊根のなかでも耳鼻の谷地獄 入るくじらをみな殺す」と歌ったほどである。そして突船が次々と銛(長さ一尺八寸の鉄製銛に八尺のカシの柄をつけた)を打ち込む。鉄の部分には麻綱(太さ六分)がつけてあり、一端を船に固定してあるので鯨が船を引きまわす形となる。鯨が弱った頃に大船(鯨船)から鯨網をおろして包むようにはさんで捕獲した。動員された船はこれらのほかに漁具積早船が三艘加わっている。仕留めた鯨は総代の浜で解体したが、のちに青島の蛭子神社下で処理するようになった。作業は夜までかかるため、カガリを焚き、庄屋は高張提灯

さて、湾内に回遊してきた鯨は、ナガスクジラ、ザトウクジラ、セミクジラであったが、明治期の絵図(図4)によれば、大間口に漁船三八艘が高梨から青島にかけて舳先を沖に向けてあたかも船橋のような形で並んで網をかけ、同時に小間口といわれた青島と亀山間には一八艘が同様に網をかけた。そして追い込み船が船端をたたいたりして耳鼻の谷や黒

を掲げた。主婦たちは白米七斗を炊きだして握り飯を二個ずつ配るのが慣例で鯨船には酒もでた。入札は亀島を構成する四区で行うが、鯨捕獲は宮津藩に注進され、出張してきた係り役人が入札に立ち会い、落札高の十分の一を「鯨運上」として徴収した。ときには捕獲を報告しないこともありこれを「かくし鯨」といった。収益は必要経費を差し引いた残りを亀島村の百姓株(七五株)に割って持ち分に応じて配分された。その後、鯨魂供養の塔婆を立てて浜供養を行い、入札価格の百分の一を成相寺に納め、寺では正月十九日に施餓鬼を営んだ。青島には鯨の墓が三基あり、文化五辰(一八〇八)在銘の「在胎鯨子塔」「児鯨塔」などの文字が見える。

宮津藩によって天保期に完成されたという『丹哥府誌』にも伊根の近世における捕鯨の状況がかなり詳しくみられる。基本的には明治期の絵図と同様な様子が見えるので要旨をまとめてみる。

鯨は大海より鯛を追って伊根湾内に入ってくるので、青島より内側に入るのを待って高梨から島にかけて網を張る。亀山の方にも同様に網を張り、網の上に船を並べて老人・子供がその船に乗って太鼓を叩いて張り切り網の外に鯨が出ないようにする。若者が銛(峯の長さ三尺、先端は矢尻のように三角の羽がついており、ここには鋼鉄を用いてあるが、全体は曲がっても折れないようになっていいる。これに長さ五、六尺、三寸まわりくらいの柄がつき、綱で船に固定してある)を投げる。初めてうつ者を一番モリとい、二番、三番よりも褒美がよい。六、七本うって鯨に船を引かせるうちに鯨が疲れ頻りに潮を吹くようになる。そこで更に三〇本ほども銛を打ち込み、瀕死の状態に

なつたところで網を引きまわし島のほうに轆轤でもって引き上げる。浜に挙げた鯨の背に登って三尺四方ほどの肉を切つて腹に水を入れて腐敗を防ぐ。なお、鯨はいよいよ死ぬ時には必ずはねて西に向かうという。ゆえに鯨をとるたびに伊根浦の寺院が集まって施餓鬼をよむ。

これらの記述を見る限り、伊根湾における捕鯨は近世初期に開発された網捕法ではなく、イルカ漁と同じようにいわゆる断切網を用いて退路を断つてから仕留めるといふもので、まさにイルカ追い込み漁の延長線上に位置する技術であることがわかる。

三 伊根浦のイルカ漁の記録と伝承

京都府漁業誌にみるイルカ漁

伊根周辺では伊根以外にイルカ追い込み漁を行っていた集落はない。ただ縄文前期末から後期前半の浜詰遺跡（京都府丹後市網野町浜詰）では、マグロ・スズキ・サメなどの魚類の骨とともにイルカの骨が出土している。同遺跡からは磯石錘や切目石錘（綱を結ぶための切目や溝が彫つてある）が出土しており、これらは釣りの錘か魚網用と考えられている。石川県真脇遺跡の例を勘案するとイルカ捕獲用に使用した可能性も皆無ではあるまい。中世までの文献にはイルカ漁について触れたものはない、この地においてイルカ漁のことを具体的に記録しているのは、享保十七年の「江豚算用帳」をもって嚆矢とする。ただし少し前になる享保九年（一七二四）の「与謝之大絵図」（宮津市実相寺蔵）は、若狭湾を俯瞰した見事な絵図であるが、その

右端近くに宮津より四里半舟路として伊根湾が描かれ、竪十二丁、横八丁という湾内には「鯨鰯トル」とあり、湾口の青島には夷宮も記載されている。そして平田村のところには「此遠浅ニテイルカトル」と書き込まれている。遠浅の海でイルカを取るといふのだから平田村では追い込み漁をしていたのである。したがって伊根湾におけるイルカ追い込み漁の歴史は、捕獲記録の残る時代よりもさかのぼることは確かである。

イルカ追い込み漁の記録は、漁に際して作成された帳面類はあるものの、漁具・漁法に触れたものはほとんどない。そのようなかで、明治期に書かれたぎりぎり同時代の記述である『京都府漁業誌』（第二巻）を最初に引用しておこう。

海豚網ハ寛永年間平田村ニテ考案シ資本ヲ参拾七株トシ網具ヲ構成シ使用シタリシニ結果良好ニシテ漁獲物多シ後該網ヲ使用シテ鮪ノ捕獲ヲモ行フニ至レリ

今左ニ宝歴（暦）二年ヨリ明治十七年ニ至ル間ニ於テ捕獲シタル海豚及鮪ノ尾数ヲ挙グレバ左ノ如シ

宝暦元年（一七五一）	鮪真海豚	三千二百尾
寛延四年（一七五二）	同 上	二千五百尾
明和八年（一七七二）	同 上	四千六百尾
安永四年（一七七五）	入道海豚	壹千二百尾
寛政十二年（一八〇〇）	真海豚	三千百尾
文政七（一八二四）、八、九ノ三ヶ年	真海豚	壹千二百尾
天保二年（一八三一）	同 上	壹千尾
天保七年（一八三六）	同 上	壹千尾

明治十二年（一八七九）同 上 四百二十尾
 明治十四年（一八八一）同 上 三百十尾
 明治十七年（一八八四）入道海豚 百二十尾

* 記載の順序は原文のまま。寛延四年は一〇月に改元して宝暦元年となる

明治十七年入道海豚ノ捕獲セシ当時其名ヲ知ルモノナク依テ亀島ノ漁民ハ之レヲ「サカマタ」鯨ト自称シ亀島ノ所有ニ帰スベキ様願出タルニ府庁ハ該魚ハ鯨ナレバ捕鯨ニ関シ全権ヲ有スル亀島ニ与フベキ旨通達アリ亀島ノ有ニ帰シタルコトアリ以後ハ海豚ノ来遊スルコトナキヲ以テ之レヲ使用セズ

ここに挙がっているイルカの捕獲量であるが、後述する漁株文書の内容とは年次も本数も全く異なっており、岩崎が示す数字とも一致する箇所は少ない。どのよう資料に依拠したものか不明であり、かつ概数であるので参考にとどめる。ただし「サカマタ」云々という話は史料上で確認できる（後述）。記録にある限りのイルカ捕獲数の詳細は表2を参照されたい。さて、漁業誌にはこれに続いて次のような記述がみられる。

海豚網

此ノ漁業ハ亀島ト平田トノ共同ニシテ平田港ニ追ヒ込ミテ捕獲ス漁具ハ別ニ構成シタルモノナク鯨網ノ方言イバラ網ト方言コマシ網トヲ代用スルモノナリ
 三四月ノ頃ニ海豚群ヲナシテ伊根湾ニ来遊スルヲ見バ

表2 伊根イルカ浦における捕獲頭数 () は1本あたりの単価

享保17年 (1732) 7月	両村で推定1049本以上 (両村の収益4貫509匁6分5厘をもとに1本当たり4匁3分で逆算)
元文4年 (1739) 6月7日から	2511本 (内小江豚313本)
延享元年 (1744) 5月6日	入道江豚11本 (40匁5分5厘) 高梨の2人落札
宝暦12年 (1762) 4月16日	60本 (12匁1分5厘) 平田村3人が落札
寛政8年 (1796) 5月20日	両村で436本 両村金額で折半 * 同日 407本
寛政11年 (1799) 4月	869本 (平田村に391本、刀祢と亀島を加えて推定数) * 4月6日 371本
* 寛政12年 (1800)	3100本
文化9年 (1812) 3月	両村で2108本 (推算) * 1105本
文政7年 (1824) 6月	25本以上 (史料不完全)
文政9年 (1826) 7月	平田村だけで30本以上 (断片的記載から) * 1200本
* 天保2年 (1831)	1000本
天保8年 (1837) 3月10日	両村で634本 平田・亀島本数で折半
明治4年 (1871) 3月3日	537本 (1円・村内分配価格)
明治12年 (1879) 閏3月2日	22本 (1円95銭で戸屋組の商人に売却)
明治12年 (1879) 6月18日	625本 (1円80銭・村内分配価格)
明治14年 (1881) 旧4月17日	410本 (内カマイルカ21本)
明治17年 (1884) 7月6日	120本 (入道江豚、但し亀島村が鯨であるとして独占)
明治22年 (1889) 7月12日	676本

[註] 平田漁株文書の各帳面より抜きだしたが、曖昧さが残る。*は、岩崎『丹後伊根浦漁業史』339頁にある「平田村の海豚捕揚高は一」という記述からとったが、上記帳面と一致していたのは天保8年のみで、岩崎が平田村について何を根拠にこの数字を挙げたかは不明。なお、『京都府漁業誌』の数字はさきに本文中に掲出したが、根拠不明であるのでこの表には含めていない。

直ニ数艘ノ漁船漕ギ出テ沖合ニ廻リ弧月形ニ群ヲ囲ミ漁船ハ各舷ヲ叩キテ恐怖セシメ以テ平田ノ小湾ニ追ヒ込ミ急ニ鯨網ノイバラ網ヲ以テ港口ヲ張り閉キコマシ網ヲ以テ群ヲ囲繞シテ陸上ニ曳キ寄せバ網ニ巻キ付キテ死スルモアリ又ハ海岸ニ飛ビ上ルモアリテ網ヲ中途迄曳キ寄スレバ漁夫海中ニ入り抱キテ陸上ニ揚ゲ又ハ曳キツ、揚グルモアリテ捕獲ス

漁期 三月ヨリ五月迄トス

漁場 伊根湾内小字平田港トス

漁獲物 海豚トス

ここに出てくるイバラ網とは、同書によると「麻製三子撚徑三分二尺五寸目十三掛長サ二十四尋ヲ一反トシ縦目ニ用ヒ五尋ニ縮結シ四十反ヲ連鎖シテ全体トナス」とあり、コマシ網とは、「麻製三子撚徑二分五厘二尺五寸目十三掛長サ二十四尋ヲ一反トシ縦目ニ用ヒ五尋ニ縮結シ四十反ヲ連鎖シテ全体トナス 浮子ハ用ヒズシテ使用ノ際数艘ノ漁船取り付キテ浮子ノ代用ヲナス 沈子ハ用イズ網ノ重量ニヨリ沈降スルモノトス」とあり、いずれも浮きは船を代用とし、錘は網の重さそのものによって沈下させるとしている。これらは捕鯨に使用する網と同じで、イルカ漁専用の網はなかったとしており、前段引用した「海豚網ハ寛永年間平田村ニテ考案」という記述と矛盾するが当非の判断はできない。その使用法は、明治期の絵の通りである。

イルカ漁の伝承

伊根の郷土史家である和久田幹夫氏によると、漁師は「海豚の七つ重ね」といって、群れの場合、実際の数は水上に見える数の七倍くらいはいるといっている。伊根ではイルカのことを

カチモンという。冬季のブリ漁で思わぬ大群が入ることがあるが、これはイルカがブリを追い込んだためで、当地ではイルカなどを追い込むことを「かつ」ということによる。順調に回遊してきたブリは網を揚げ始めると早くから網の中を廻り始めるが、カチモンに追い込まれたブリは網が小さく絞られるまで姿を見せず、姿が見えはじめると急に下から湧きあがるようににぎやかになる傾向があった。ブリをかちこんでくれるという意味ではイルカはありがたい存在だが、逆に大敷網の沖に居座ってしまふと漁は全くなってしまう。網の沖でイルカが跳んでいるのを見ては、漁師たちが「また今日もアカン」とがっかりすることがよくあった。

昭和六年生まれの男性は「自分たちはイルカとか鯨を見た覚えはない。ゴンドウクジラが湾内に入るのを見たことはある。昔は全部食べていたが、半分は漁連を通じて出荷した」という。巻網に入ったイルカは「イルカがついたぞ、捕って食うか」と銛で突いて捕り、すきやき風にして食べた。好きな人は味噌でたいたという。イルカに関する信仰はとくにない。イルカの捕獲の注文があれば、日和山の水族館などの施設に渡す。ゴンドウはイルカというかどうかという質問には「どんなもんでもイルカはイルカ」という答えで、鯨かイルカかという論議には全く関心がない。日常でも「おう、鯨がおるぞ」「いや、これはゴンドウクジラだ」という会話になる。現在、伊根の定置網は二統あり、ブリ・マルゴ・ハマチなどを狙う。十月末から三月にかけてイワシがものすごく入る。これは三重県から生きたまま養殖用の餌用として買いに来る。イルカが入った時は城崎から受取に来るがここで食べることはない。「イルカがかちこむ」

というのは、イルカが他の魚を追ってきてその魚が大量に大敷に入ることをいう。

向井義夫さんによると、かつてのイルカ漁の体験者から聞いた話では、イルカは春先の四月〜六月に群をなして湾内に入ってくるが多かった。一群で千頭を超えることもあった。湾の外で発見した場合には、音を立てて追う。これは必ず平田湾に追い込むことになっていた。場所は平田川が注ぐあたりで、現在の役場のあたりが浜であった。クジラの場合はマグチ（湾口）を封じるがイルカはそこまではしない。追いこんだら、曳き網（イルカ網ともいう）で七面山のハナ（八坂八幡）に網をかける。囲い込まれてから死んでしまったイルカはウキイルカという。イルカ捕獲の目的は食べるといっても、油をとるためであった。囲い込んだイルカに買い手がつくと、若者が海の中に入ってイルカを抱いて揚げる。イルカのことをオヤマ（女形）といい、肌がすべすべしている。「オヤマを抱くと大人しくなる」といった。トビグチをもって引き上げることもあった。オカに揚げれば大人しくなる。「ハマに揚げてしまえばこっちのもの」という感じだった。この作業は若い連中が中心になる。かつて入道海豚を亀島でとってしまったとき、向こうではタチカミクジラと呼んで、イルカではないと強弁したことがあったとは向井さんの伝える話だが、明治十七年七月六日に「入道江豚百廿本 是ヲ亀嶋村鯨ト申立全村へ取候」という実際の記録がある。サキガチというのは、群を発見して先に浜に追い込んだことをいい、アトガチというのはそれを応援したグループのことである。かちこんだ者には全漁獲量の一分がカチチンとして配分される。鯨、イルカをとったときは「浜供養」と言っ

て、坊さんに読経してもらう。明治四年の文書に、七月十四日「いるか塔婆代 七百文」とあるという。

イルカは油をとるのが目的であるが、肉を持ち帰って食べることもあった。シンノミ（汁の実）と称して味噌汁の具にする。血が濃いのでよく水に流しながら揉みに揉み、血出しをしてから炊いて食べることもあった。またイルカに限らず、鯨でもマシボ（干物のことをフナビという）でも大敷に入ったものはとった者の分となり、陰干しにして食べる。船から銚で突いてとる人もいた。

麻で作ったイルカ網があったが、明治四十三年生まれの人でも使ったことはなかったらしい。鯨用よりも少し小さい程度のイルカ用の銚もあり、柄に付けて使用したという。和久田幹夫さんの家を実際の銚があった。全長五三〇mm、取り付け部分の直径が六〇mm、刃は二等辺三角形で、底辺が六八mm、刃の一边が六〇mm。木製の柄の先に付けて使用した。

次に引用するのは昭和戦前期における伊根のクジラ肉の食法であるが、イルカも同様にして食べられていた可能性が高いので紹介しておく。春には、くじらが伊根湾に入ることもある。女たちは白米飯に塩をきかせた大きなぎり飯をつくり、漬物を添えて男たちに持たせる。とれたくじらは切り身にして出荷し、尾の部分は各家に分ける。各家では塩いけ（塩漬）にして保存し、夏祭りにくじらのえび尾（くじらの尾肉）として酒のさかなに出す。土用の丑の日は、くじらのえび尾で味噌汁をつくる。油がぎらぎら浮いて食べるのに気が悪いが、夏負けを防ぐ最高の食べものとされている。えび尾とは一般に尾の身形がエビに似ているからそのようにいう。塩漬のえび尾を二

日ほど水に漬けて塩抜きし、沸騰した湯を上からざっとかける
と身がちぢれてかさが増える。薄く切れていないと何回湯をか
けても大きさが変わらず、油がしつこくて味がよくない。³³⁾

四 平田村漁株文書中のイルカ漁関係諸帳

平田漁株文書について

平田漁株文書は、平田村で代々庄屋を務めた向井忠左衛門家
(現向井酒造) に伝来した文書群の名称であり、一九九四年に
整理されて目録が作成された。³⁴⁾ この文書群は明治時代前期に、
江戸時代と同じく庄屋を務めた向井義夫家(目録作成時の当主
で現在の当主は淳二氏)に移転して現在に至っている。平田で
「漁株文書」と称される根拠も、「株」を有する村民の諸権利を
保証する文書群として保管されてきたという経緯にある。明
治時代以降も平田地区では、有株者のみの組織と無株者も含む
区全体の組織とが併存し、現在でも、かつての有株者の代表を
「総代」と呼び、区民全体の代表者としての「区長」とは区別
している。³⁵⁾

向井家先代の向井義夫氏によると、本家の方は「オモヤ」と
いい当家は「アタラシ(新屋)」という。両家が交替で平田村
の庄屋をやっていた。株は海・屋敷・山・田畑、それに漁場に
網を置く権利で、一株はこれらすべてを包含する。ある時期に
オモヤの家が最高で十三株七分もったことがある。その家の弟
分(当家)が二株もらって分家した。初めは上記のすべての権
利を含んでいたが、まず、山が分離され、次に田畑が分かれて
いき、のちに「株」といえば漁株だけになった。亀島の文書は

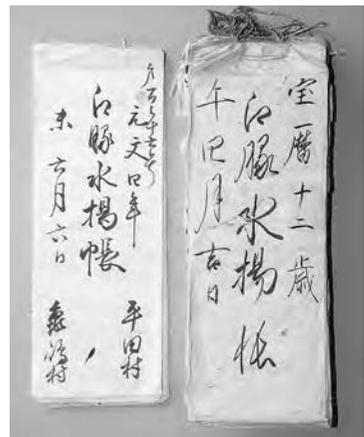


写真6 2冊に綴じ込まれた江豚関係の帳面(平田漁株文書A1-2)

そのなかの「A1-1・2 鯨・江豚水揚帳」に分類されている文書
群の分析から、近世から明治までの伊根浦におけるイルカ漁を
考えることにする。

目録によれば江豚(伊根ではイルカはすべて江豚と表記され
ているので、文献を引用する場合は江豚とし、筆者執筆分につ
いてはイルカと表記する)関係の文書は三一点ある。³⁶⁾ そのうち
一点は一枚ものの送り状であり、他は二冊に合綴されている。
目録記載の番号1〜28で一冊、同29〜31で一冊である。目録で
は綴じ込まれた順に番号を付してあるが、本稿では一点ごとの
標題に従って年代順に並び換えた表を示した(表3)。ただし、
各史料の内容は必ずしも標題の年次内容だけではなく、後世に
集約したものも含んでいるものもある。文書番号一三は目
録では「江豚野帳」とあるがこれは「江豚油帳」の誤読、同三
一の「江豚水揚帳」は、「江豚寄帳」の誤植と思われるので訂
正した。なお本文でこれの史料を引用する際には、混乱を避け
るために目録に付されている番号を使用する。

区有だが、平田
村の場合は当家
が庄屋をしてい
たので今でも持っ
ている。これは
漁業関係のもの
が多い。
文書群全体は
膨大なものでは
るが、本稿では

表 3 伊根平田漁株文書のうち江豚漁関係文書目録

目録番号	年代	西暦	標 題	作成者	備考
3	享保17年	1732	享保十七年七月吉日 子年江豚算用帳		
4	元文4年	1739	元文四年七月吉日 未年江豚算用帳	平田村 亀嶋村	後筆
29	元文4年	1739	元文四年未六月六日 江豚水揚帳	平田村 亀嶋村	
30	元文4年	1739	元文四年未六月六日 江豚水揚帳	平田村 亀嶋村	
31	元文4年	1739	元文四年七月吉日 未年江豚寄帳	平田村 亀嶋村	
2	延享元年	1744	延享元年五月吉日 江豚水揚帳	亀嶋村 平田村	
1	宝暦12年	1762	宝暦十二歳午四月吉日 江豚水揚帳		
8	寛政8年	1796	寛政八年辰五月廿日 江豚水揚帳	平田村 亀嶋村	
10	寛政11年	1799	寛政十一年未四月日 江豚水揚帳	亀嶋 平田	
9	寛政11年	1799	寛政十一年未七月日 江豚諸入用帳	平田村	
13	文化9年	1812	文化九年申三月十七日 江豚油帳	* 平田村中	
16	文化9年	1812	文化九年申三月吉日 しほ江豚渡シ帳		
14	文化9年	1812	文化九年申三月吉日 萬入用おほへ	江豚仲間	
11	文化9年	1812	文化九年申三月吉日 江豚算用帳	仲間	
15	文化9年	1812	文化九年申三月十四日 江豚之扣帳	* 平田村南所	
12	年未詳		(江豚送状) 四月四日 奥屋長右衛門→平田村忠左衛門		1枚のみ
17	文政7年	1824	文政七歳申六吉良日 両村江豚引分帳	* 平田村庄屋忠左衛門	
18	文政9年	1826	文政九年戌七月 両村江豚引分帳	* 平田村庄屋忠左衛門	
5	天保8年	1837	天保八年西三月十日 江豚水揚帳		
6	天保西	1837	両村(下欠)		
7	天保8年	1837	天保八年西三月十日 江豚入用帳	平田村	
19	明治4年	1871	明治四辛未三月吉日 江豚水揚ケ入用帳	村長向井氏	
20	(明治4)	1871	未三月吉日 江豚売揚帳	南所組	
21	明治4年	1871	明治四辛未三月吉日 江豚両村引分ケ帳	平田村村長向井忠左衛門	
23	明治12年	1879	明治十二年閏三月二日 江豚水揚帳	平田村保護人向井栄助	
22	明治12年	1879	明治十二年六月吉日 江豚水揚ケ入用帳	惣代人向井栄助	
24	明治12年	1879	明治十二年七月 江豚両村引分ケ帳	平田村惣代人向井栄助	
26	明治14年	1881	明治十四年旧三月十九日 江豚漁亀島平田引分帳		
27	明治14年	1881	明治十四年旧三月十九日四月十七日也 江豚取揚帳	向井宇右衛門	
25	明治14年	1881	明治十四年旧四月十八日 塩江豚渡帳	向井宇右衛門	
28	明治22年	1889	明治廿二年七月 丑江豚寄帳並算用及網仕分覚帳	伊根村字平田惣代吉田五平次	

註： 目録番号は「丹後漁業関係古文書目録」による。網かけした5行分の文化9年の漁については本文中で分析する。

帳面の種類は大きく次のように分けることができる。まず「水揚帳」とは捕獲したイルカの本数と配分先を書き上げたもので亀嶋村・平田村と同じものが作成されたとみられる。「算用帳」は、平田村における収支決算書で、「入用帳」(諸経費の書上げ)、「しほ(塩)江豚渡シ帳」(塩蔵処理したイルカの量と販売先)、「油帳」(油採取と用具及び販売先)などに記載された数値を総括している。また「扣帳」はやや特殊で、平田村の小区分である南所組内での配分などを記したもので、一冊だけ残っている。

このように、イルカ漁一回ごとに各種の帳面が作成されたのは、まずは捕獲したイルカの頭数が時には千頭を超えるほど大量であり、その処置に膨大な手間がかかったために、作業ごとに克明な記録をとることが必要だったことが最大の理由であろう。また利益の大部分は株数に応じて配分されたが、捕獲と陸揚げ後の処理に関わる作業は村人全員参加であったので、作業に参加した無株者にもその労働と道具提供への対価が支払われたことがあげられる。したがって、本来ならばイルカ漁ごとにこれらの帳面がすべてセットで作成されたはずであるが、目録でみる限り、詳細な帳面がほぼ一揃い残っているのは文化九年三月の漁の時しかない。

なお全体を通じて注目すべきは、帳面類の記入

責任者の呼称で、文化九年の「算用帳」と「萬入用おほへ」には、仲間・江豚仲間とある。それに対して、これらの帳面類には漁株の組織を主体とするものが一切ない。わずかに漁株に依じての配当分配の書上げと、明治十四年の「江豚取揚帳」(目録No.27)に漁株の機能らしきことが見られるだけである(後述)。

つまりこの文書群は、あくまでも平田村全村民に関わるものであって、帳面にある仲間・江豚仲間とは村民全体をさすとみられる。したがって、特権的に利益を得ることができた株所有者は、いったいどれほどの利益を得ることができたのか、あるいは、後述するがイルカの追い込み際に特別に与えられたわけ前、すなわち「かち賃」は、誰がどのように処理し、利益はどのように配分されたのか、これについても近世の史料においては全く触れられていない。その意味では、漁株文書とはいながらも、少なくともイルカ漁に関しては、平田村全体を意味する「江豚仲間」の文書なのである。

帳面に見えるイルカ漁の記録

平田漁株文書中の江豚水揚帳には、捕獲本数、刀祢(後述する)への配分数、両村の取り分など、江豚漁一回ごとの内容が記されているものが数冊ある。そのうちから、とくに重要と思われる帳面の記載を抜き出してみる。まず「史料1」として掲げるのは元文四年という表題を持つ二冊のうちの一つで、内容的には大きく三部に分けられる。便宜的に第一部(①)としたのは、文字通り元文四年のイルカ漁について総括した部分、同じく第二部(②)はその後の宝暦十二年から明治にいたるまでのイルカ漁について、捕獲本数(平田・亀島両村合わせての全

頭数なのか、平田村の取り分だけ、つまりおおよそ半数を示したものは不詳)や、一本あたりの値段などを年表風に書きだしたもので、明治期に何かの参考として作成されたものと思われる。まず第一部の前半部分である。

「史料1」元文四年(一七三九) 江豚水揚帳

(目録No.29) 第一部①

(表紙)

第三百三十六号

元文四年

平田村

江豚水揚帳

未六月六日

亀嶋村

四月六日

一 入道江豚

拾八本

立石

市郎左衛門
庄兵衛

落札

四十三匁式分八厘

代銀

七百七拾九匁四厘

五月十四日

六匁九分かへ

一 江豚

七百七十九本

代銀

五貫三百廿六匁八分

内小江豚 三匁四分五厘

六貫百五匁八分四厘

六月七日

一 千七百拾四本

数ニ

代銀

拾壹貫七百四十六匁五分

二口合

ノ 拾七貫八百五拾貳匁三分四厘

大小惣ノ貳千五百十一本

内 六百拾七匁三分七厘

指引相究

拾七貫貳百三十四匁九分七厘

是ヲ二ツ割

八貫六百拾七匁四分八厘づゝ

平田村宛

三百七拾五匁 同断

平田村分小江豚代

ノ 八貫九百九拾四匁四分八厘

右村へ出シ済

ここまでは元文四年における実際の漁の内容を略記したもので、このもとなつた詳細は同名の帳面(目録No.30)にある。この年には四、五、六月にわたつて二種類のイルカが捕獲されており、合計で二五一本にのぼる。四月六日の入道江豚はゴンドウの仲間で、扱ひによつてはクジラともされる。そのためか、捕獲後は鯨の入札権利をもつ亀島の四集落のうち、立石の市郎左衛門らが一本四三匁余で落札し、その金額を両村で折半することになった。また次の五月十四日の「六匁九分かへ」は、一本の値段を示しているが、実は落札などによる実勢価格ではなく、仮りに想定価格として設定されたもので、これに本数をかけて漁株仲間が手にすべき金額を計算して両村各漁株仲間配分することになる。いささか手の込んだ計算方法であるが、

これについては後述する。

〔史料2〕元文四年(一七三九)江豚水揚帳

(目録No.29) 第二部②

江豚帳面

宝曆十二年四月十六日

元文四未年帳

別紙之通

延享元子五月六日

一 入道江豚拾壹本

壹本四十匁五分出候

享保十七年子七月

壹本四匁三分

一 千七十本

代銀 四貫五百九十六匁五分

寛政七八九十二年

四ヶ年江豚帳

文化九年三月十二日

七匁五分出かへ

天保二年卯二月

天保八年三月十日

廿二かへ

明治四年未三月三日

百六十五匁出かへ

右三十五ヶ年 江豚漁無シ

明治十二年卯六月十四日

壹円出かへ

明治十四年巳四月十七日

ガマ江豚

壹円八十銭

明治十七年七月六日

入道江豚百廿本

是ヲ亀嶋村鯨ト申立

全村へ取候

ここに示された内容はそれぞれの年次に作成された帳面から抜き出したものである。寛政七八九年に千七十本とあるのは、先に引用した『京都府漁業史』の文政七八九年千七十本のことと思われるので同書の誤読か誤植と推定される。天保八年（一八三七）から明治四年（一八七一）までの「右三十五ヶ年 江豚漁無シ」とあるのは、表3によっても該当する帳面が存在しないことから確かであろう。ただし帳面を作るまでもない小規模なイルカ捕獲があった可能性は非常に高い。また、明治十四年の「ガマ江豚」については元の帳面にあたって後述する。同十七年の記事は、先に『京都府漁業誌』にあった亀島が「サカマタ」鯨と強弁して独占したゴンドウのことである。

これに続く第三部(③)にあたるのは明治後期になって再確認された両村の「かちちん」に関する取り決めで、とくに重要な意味があるので後の「かちちん」という項目であらためて紹介する。

このほかの帳面から、注目すべき点をいくつかあげてみよう。まず、もっとも古い享保十七年（一七三二）の「江豚算用帳」

(目録No.3)には、捕獲したイルカの本数の記載はなく、四貫五〇九匁六分五厘(帳面記載の貨幣単位はすべて銀建て)を二つ割にして、平田村に二貫二五四匁八分二厘の当りがあったこと、そして「内」つまりその内訳として販売本数と金額が書かれていて、一本あたり四匁三分とある。しかし、この場合も「史料1」で触れたとおり、最初にイルカをすべて売却した金額を配分したというよりも、一本の値段を四匁三分に設定して仮の売却代金を出し、それを折半したのではないか。そのような廻りくどい方法を取る理由は、次のように推定される。すなわち捕獲したイルカはあくまでも亀島・平田両村の漁株保有者のものであるが、その処理にあたっては村人を総動員しなければとても不可能である。そこでいったん現物を村全体(目録No.14の帳面に「江豚仲間」とあるのがその意識の表れであろう)に売却したこととするが、実際の現金のやり取りはなく、漁株仲間が村に売掛けをしたという形をとる。その結果、イルカは村全体のものになるわけだから、その処理は株の有無に関係なく村人総動員でおこない、その全売上から経費を引いたものから、売掛金の返済という形で漁株の仲間に渡す。そして最終的に残った金額が、株の有無に関係なく全員に配当されるのである。この形式は、さきの羽原論文から示唆を受けた考えである。

延享元年(目録No.2)には、五月六日に入道海豚が一本あり、四四六匁五分の評価がなされ、その一割となる四四匁六分が「かちちん」、さらに入用を引いた四一八匁四分五厘のうちから、二七八匁二厘は「御宮入用引」とあり、氏神社殿の補修にあてたとみられるから、村共通の費用にまわされている。残額は二つ割として、平田村には一四〇匁四分三厘が当てられ

た。イルカの売上金が村落共通費にも使われているという意味で注目しておきたい。

五 平田漁株文書イルカ関係諸帳による文化九年のイルカ漁の分析

文化九年の全捕獲本数と配分内容

平田漁株文書帳中でイルカ漁の全容を伝えるのは、文化九年に作成された諸帳である。ここでは、その一群の帳面を相互に対照させながら、同年三月一三日に囲い込んだ二一〇八本（地元では頭とはいわずに本と用いている）のイルカがどのような処理され、いかほどの利益をもたらしたのかを分析する。対象とする帳面は、表3のなかの文化九年申三月とある五点の史料（いずれも横帳）である（以後「扣帳」「油帳」「算用帳」「塩江豚帳」「入用帳」と略称する）。

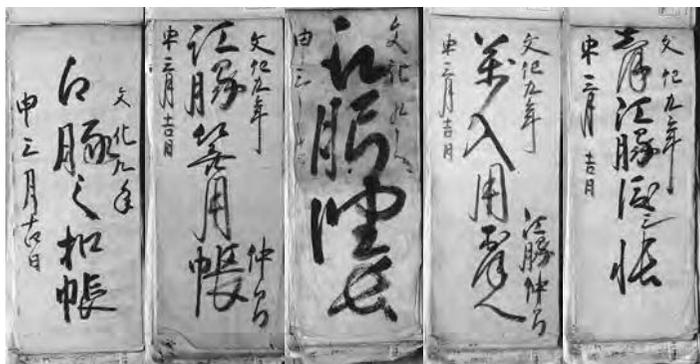


写真7 文化9年3月のイルカ漁に際して作成された平田村の諸帳(平田漁株文書)

ところが、平田村算用帳の表紙には吉日とあるのみで、内容は十四日に一一〇五本のイルカを受け取ったことから始まっている、もっとも最初に作成されるべき捕獲本数・分配内容などを記した江豚水揚帳を欠いている。これは両村共通の内容のはずで、幸いにも岩崎が亀島村の「浦漁帳」を翻刻してあって水揚の全容が判明する。それによると、イルカが確保されたのはおそらく三月十三日（捕と書かれていた）、その日のうちに一五四二本を取り揚げて五〇〇本を平田村（の漁株仲間）に譲り渡した（売却）。つぎは十六日、十七日と全部で三回に分けて水揚げしているが、そのたびに規定どおり配分している。その一連の内容を表4にまとめた。

表の示す全容を確認すると、まず捕獲本数は全部で二一〇八本となり、そこから刀拵に二一一本が配分されて

表4 文化9年3月のイルカ捕獲総量

取揚日	平田	亀島	刀拵	いねや	清安	計
3/13?	500*	120	100			
3/13?	100*					820
?	270*	250	40			
	40	40	11			722
	31	30	7			391
3/16	171*	171	38	10	1	23(ママ)
	12*	12				142
3/17	64*	64	14			9
	4	4	1			
合計	1192	691	211	13	1	2108

*印は、平田村の「算用帳」に記載があるもの（数字には若干の異同がある）。

表5 文化9年3月の平田村におけるイルカ取扱い本数

3月14日	500本	*
	100本	*
15日	270本	*
16日	171本	*
	10本	**
17日	63本	**
	1105本	

*印は、亀島村の「浦揚帳」に記載があるものだが**の数字には異同がある。「浦揚帳」に従えば、平田には1192本が渡ったことになる

の時は囲い込んだイルカの中から五〇〇本（一本あたり七匁五分）を三貫七五〇匁で平田村の漁株仲間が買い上げたのである。さらにこの代金に「いねや」に売却した一三本分の九七匁五分を加え、入用として一三八匁五分八厘を引いた三貫七〇八匁五分八厘を折半し、あらためて一貫八五四匁二分九厘を両村に配分している。ただし、これは集落全体の会計になるわけではなく、あくまでも漁株の仲間同士のやり取りである。

さて、次にあらためて平田村の算用帳を見ると、三月一四日に「江豚五百本請取」とあって亀嶋村の帳面と符合している。そこで表5によって、平田村全本数の内訳を見ると、若干の食い違いはあるがほぼ同数を示している。これによってこの文化九年三月におけるイルカ漁の規模が明確となった。そこで本稿では平田村の史料に残る本数をもとに諸帳面の内容を分析していくことにする。

いる。これは総数のほぼ一割であり従来の慣行通りである。次に平田に対する配分数は、一一九二本、それに対して亀島は六九一本である。これは同帳面には「平田売」として五〇〇本があり、それを除くと六九二本となるので亀島（六九一本）と完全に折半していることがわかる。つまり、こ

平田村の決算内容

まず五〇〇本の売却金（三貫七五〇匁）は、亀島村と折半して平田村にも配分されたのだが、その金額は収入としては帳面には出てこない。この五〇〇本を含めて漁株仲間が得たイルカの現物は一一〇五本で、これを単価七匁五分ですべて平田村に売却した。その金額は三貫七五〇匁となるが、これは計算上のことで実際は漁株仲間が村に対して売掛をしたということである。この段階では漁株仲間と村とで金銭の授受は行われていない。しかもここまでのやりとりは表面には出てこないで、関連帳面を精査したうえでの筆者の推論である。

では決算内容を算用帳をもとに具体的に確認していこう（表6）。まず収入面を見ると、生のままで売却したイルカの代金がある。これに塩漬けにした「塩江豚」とイルカから採った「油」の代金を合算した一〇貫七〇七匁三分五厘（表中の㉠）が今回の「江豚仲間」すなわち村全体で得た総収入である。

次に支出では、まず最初に八貫二八匁八分（a）をとりのける。これは、最初に漁株が平田村全体に売却した（ことにしている）イルカの売掛金が回収されたことを示す。以下を示す帳面はないが、漁株ではその中から最初の五〇〇本買取の代金三貫七五〇匁（b）を亀島村に支払うことになるが、同時にその折半金一貫八五四匁二分九厘（c）は戻ってくることになるから、漁株組織としては、 $a - b + c = 六貫三八匁九厘$ となる差引金額はそのまま収入となったと考えられる。これを株数三七で割ると一株あたりの単純収益は銀約一七三匁となる。ちなみに後述する全戸配分金額は六匁であるから、株の価値がいかに高いかがよくわかる。

表 6 文化 9 年 3 月の平田村イルカ漁の収支決算

文化九年江豚算用帳（目録No.11）による
合計数字（ママ）に齟齬があるが、ほぼ近似値である

江豚売口（売却代金）

1 生イルカ	150本	1 貫155匁	日出渡シ
	101本	777匁 7分	安左衛門・忠六
		— 7匁 7分	用捨引入用へ出す
	29本	212匁 7分 2厘	宮津売
	19本	161匁 5分	
		— 6匁	用捨引

小計 2 貫293匁 2分 2厘

2 塩江豚		4 貫470匁 4分 6厘	日出清太郎・善四郎
		1 貫916匁 2分 6厘	耳鼻清五郎
		84匁	安左衛門
		32匁 4分	常右衛門
		1 匁 8分	新左衛門

小計 6 貫504匁 9分 2厘 （重量11,328貫500匁）（全604個）

3 油		1 貫901匁 5分 1厘	（10石 7 升 4 合）
		（油帳では 1 貫851匁 6分 7厘を村へ継ぐ、すなわち村の収入に入れたとある）	

小計 1 貫901匁 5分 1厘

↗ 10貫707匁 3分 5厘（ママ） ㊶

支 払

	8 貫281匁 8分	江豚代渡ス也（→漁株へ）
	33匁 4分	若者江酒代
	1 貫694匁 7分	残銀ニ而万入用↗
		（塩代金1貫170匁を含む）

↗ 65匁 1分 1厘 清右衛門江用捨引 ㊷

↗ 10貫075匁 1分 ㊸

差 引

632匁 3分 4厘（ママ） ㊶－㊸

★ この残額にプラス 52匁 6分 6厘

↗ 685匁

このうち、504匁を、一人につき 6 匁ずつ配分（84人× 6）

残りは、雑費として支出 最終的にはゼロとなる。



写真8 イルカの曳き揚げと切断作業 (国立公文書館アーカイブス「肥前州産物図考」)



写真9 馬と船によるイルカ肉の出荷風景 (国立公文書館アーカイブス「肥前州産物図考」)



写真10 塩江豚の出荷単位を示した部分 (文化9年「しほ江豚渡シ帳」目録No.16)

ば、ほぼスジイルカクラスの一本あたりの重量に匹敵するが、一本ごとに処理してそれを単位にそのまま売却したのか、運搬に適した重量になるようブロックを組み合わせたのかは不明である。塩江豚は、俵あるいは筥包み、場合によっては樽や桶に入れて出荷されたこともあったと思われる。その場合、この四つ前後の「あかミ」は分断された肉のことをさし、一包みに含まれている赤肉ブロック数を意味するとも思われる。なおこの塩江豚の総重量はおおよそ

次の支出項目は若者への酒代である。大量のイルカを囲いこんでおき、その番をしたり水中に入ってイルカを取り揚げる作業は、若者が行った。それに対する報償として、毎回酒代が計上されている。次の「万入用」とは、「入用帳」に記載されたすべての支出を合計した金額で、処理にかかった必要経費のすべてである。その結果、収入から支出を引いた六三二匁余が今回の純利益となった。それに若干の積み増しをして六八五匁とし、有株・無株を問わず平等に一人に付き六匁を配分した。最後に行われた均等配分は、まさに村落挙げての「江豚仲間」としての総決算であった。

生肉と塩江豚

以上が算用帳から読み取れる概要である。つぎに、個別の作業内容と収支をみていこう。イルカがどのような形で出荷され

たかは明確ではないが、九州の肥前州産物図考(国立公文書館蔵)をみると、陸に引き揚げられたイルカは長い柄のついた包丁で頭を落としてからヒレをつけたまま胴体をいくつかに輪切りにしている。これを馬の背に振り分けるように積んだり、船にそのまま積み上げる形で運搬している様子がわかる。あるいは、近世に伊豆安良里から江尻(清水港)に運ばれたイルカが何本、と数えられているからそのままの形で運搬されたこともあろう。

「塩江豚帳」から作成した表7によれば、六〇四(単位記載なし)が塩江豚として加工されている。そして一つごとに重量が書き込まれており、その多くは二〇貫目内外で、その下に「あかミ」としてほとんどに四ツ(全くないもの、一つ、三つ、五つも少々だがある)という書き込みがある。二〇貫目といえ

表7 文化9年3月の平田村塩江豚製造内容と油売却状況

本数	目 方	売却金額	
359本	6,722貫500匁	4 貫470匁 4 分 6 厘 *	
229本	4,306貫200匁	1 貫916匁 0 分 6 厘 *	
12本	214貫800匁	84匁	安右衛門
3本	81貫	32匁 4 分	常右衛門
1本	4 貫	1 匁 8 分	新四郎
計604本	11,328貫500匁	6 貫504匁 7 分 2 厘	
せんしかす (煎じカス)	289貫900匁 (ふうたい引き)	173匁 3 分 5 厘	耳鼻清五郎

この金額は算用帳には収入として記載がない

②江豚油帳にみる油売却先

三月二十一日に立石升屋新介に次の量を売却している。

二斗入り樽	29本	5石 8斗
二斗一升ほど入りの樽	20本	4石 2斗 7升 4合
樽 1本につき 6合引き (計 1斗 2升)		4石 1斗 5升 4合
合計		9石 9斗 5升 4合
1升につき、銀 1匁 7分 7厘		
代銀	1貫761匁 8分 6厘	
さらに同人	7斗 8升 9合 買い上げ	1貫91匁 5分 5厘
とや庄右衛門	2斗 2升 5合	39匁 8分 2厘
ノ	1貫941匁 3分 7厘	
	89匁 7分	樽39代引
残	1貫851匁 6分 7厘	

* 算用帳では、この金額が支払われる計算だったが、実際には1貫501匁 5分 1厘であったらしい。なお帳面では、この売上記載に引き続き、9口の小口売上があり、25匁 6分が入用に算入されている。

油の生産は9石 9斗 5升 4合、その売り上げ実質高は1貫501匁 5分 1厘であったが、これだけの油をとるにはどのような方法が用いられたのであろうか。

この「江豚油帳」の後半部には、買物覚として、しゃく(柄杓)、木、俵、樽、たわし、等が列挙され、さらに「いかげ」とあるのは、次の借りものの項に出てくるたくさんの鍋の修理代であろう。また、売口に大量の頭があるのは、油をとるために頭だけを買っていく者がいたことを示している。

一万一千三百貫、売却代金が六貫五百匁余だから、一貫目あたり約五匁八分ほどになる。参考までに天保八年（一八三七）三月の「江豚水揚帳」（目録No.5）の表紙裏に書かれた数字を示すと「一 塩江豚三千五百内外 但シ 拾貫目ニ付 式拾壹匁三分也」とあり、一貫目あたり銀二匁一分五厘となっている。

文化九年時に平田村が処理した総本数は一一九二本であったが、そのうち二九九本が生で売却されているので残りは八九三本、さらに数本ずつ個別に売却されたこともあるが、その大部分が塩江豚にされたとすれば、分断されたブロックが出荷に際して適宜寄せ集められたのではなく、イルカ一本ごとに処理され、梱包も（したとすれば）一本単位で行われたとも考えられる。しかし、さきに示した天保八年時のイルカ捕獲本数は六三四本であったが帳面に三千五百内外（単位記入なし）と記されている例もあり、文化九年の塩江豚の次の数字は切断したブロックなどの数という可能性もある。いずれにしろ出荷時の状況が不明のままでは判断できない。

では塩江豚は具体的にどのような工程で作られるのだろうか。すでに体験者がいないため推定しかできないが、まずは内臓を除去してから、頭と尾、場合によっては背びれと胸ビレを切断していくつかに切り分ける方法がとられたと考えられる。なぜなら、頭はこれを煮て油をとり、ヒレは別途塩漬けにして保存し、湯がいて食べることもあったからである（静岡県ではこれをスマシと称して珍重している地域がある）。ブロックに切り分けられた肉は塩をまぶして俵か桶に入れられるか、菰などに包んで出荷されたのではないか。では、これだけ大量のイルカを処理するためにどれほどの塩が必要だったのだろうか。

それについては、入用帳に記載があつて合計六六九俵を銀一貫一七〇匁で購入している（一俵あたり一匁七分五厘、ただし全体のうち三俵だけは小型で一匁五分とされている）。この一俵の容量は不明であるが、地域によって一俵が二斗五升入りとか、五貫目入りなどと違いがある。仮に五貫目入りで計算してみると、約三五〇〇貫目、それに対するイルカの重量（これにはすでに塩の目方が含まれているが）は、約一万一三〇〇貫目であるので、重量比からいえば、イルカ一〇対塩三・三ほどになる。

ちなみに明治中期の岩手県釜石では、生魚のまま出荷するものが多かったが、塩蔵するには「方言片前と称し全体を皮着の儘二枚に卸し肉部へ二三寸幅つちに割目を入れ塩分の滲入に便し片前一枚に付塩二升五合を擦込み半折桶に漬置くこと二週間乃至三週間にして桶より揚げ水分を抜き神奈川筵に包み荷造りす」という^⑧。また明治末期における静岡県のタレ（干し肉）の作り方では、一頭九貫目のイルカから三貫目の肉をとり、それに塩が五〇〇匁を要するという^⑨。肉と塩の比率は六対一である。また、能登国（石川県）では入道海豚を塩蔵して各地に売っているが、その製法は「肉を裁断して之に食塩を当（等）分に和し樽に詰め重石を乗せ之を高圧」する^⑩というものだった。

油の採取と販売

イルカの頭は煮出して油をとる材料となる。昭和の戦後間もない頃、静岡県御殿場市のある町内では沼津からイルカを生そのまま一本買ってきて肉を配分したあと、頭を煮て油をとったという。伊根の場合を見てみよう。

油帳の記載は「油売口」として三月二十一日に立石升屋の新



写真11 使用された桶のリスト (文化9年「万入用おほへ」目録No.14)

介に二斗入りの樽二九、油量五石八斗を売却したことからはまる。以下、二斗から二斗二升ほどの量が個別に記され、合わせて四九本、一〇石七升四合から個別売りの樽一本につき六合が引かれた残りが九石九斗五升四合で、代銀が一貫七六一匁八分六厘である。これに別途の売上げを加え、樽代を引いた残りが銀一貫八五一匁六分七厘。これが直接売却した油の売上となる。

この油帳の後半には「買物覚」として、樽・俵・木・しゃく(柄杓)・たわし・鍋・桶などが列挙されているが、いずれも大規模な煮出し作業に必要なものであったと思われる。これらは入用帳であらためて精算されることになる。この帳面には「頭」売却の記載もある。すなわち「あたま」として大嶋の重右衛門に二二〇個、同じく善左衛門に一一六個など合わせて四二二個が単価三文で売られている。ここだけ貨幣表記が「文」であり、売り上げ計は一二六六文、銀に換算すれば二、三〇匁程度であろうから、頭の価値は低かったことがわかる。また赤身という項もあるもので、肉も随時売られたようである。なお塩豚帳には「せんしかす」という項目が見える。これは油をとったあとのカスということで、鯨の例をみれば食用にもなるし肥料用にも売れる。合計二八九貫九〇〇匁(風袋引き)を耳鼻の清五郎に銀一七三匁三分五厘で売却している。これは総売上に算入され

ている。

イルカはいうまでもなくクジラの仲間であるから、油も重要な用途である。明治期、イルカ漁業が一部に注目され捕獲したイルカの活用法が種々論議されたなかで、もっとも注目されたのは油であった。たとえば石川県鳳至郡宇出津の場合、ゴンドウ一頭からは三升五合、真海豚からは八合の油がとれたが、その搾油方法は「白肉(皮膚直下の脂肪層)及顎辺より採る其の製法は生肉を縦横一寸位に刻み之を大釜にて煎取す」というものだった。なお、鯨類の油は機械油として最適であり、イルカ類ではときに鯨の一種ともされる坊主海豚(ゴンドウイルカ・入道海豚・権頭)の頭部から「脳蓋より額上に掛け皮を剥けば半透明にして恰も煉寒天の如き脂肪あり是れ即ち機械類に用る油を有す部分なり」というが、近世にはこのような目的での採取はありえず、明治以降もこうした目的での採油をうかがわせる史料は伊根にはない。

つぎに入用帳をみると、上記の作業を行うのに要したすべての費用が計算されており、その結果として算用帳の支払い項目のなかの「残銀二面万入用」一貫六九四匁七分という数字になっている。その内訳はじつに細かい。さきに示したさまざまな道具については、たとえば、桶だけを取り上げても 六尺(二〇匁)一個、五尺(二〇匁)五個、四尺(五匁)一五個、三尺(三匁)八個の計二九個、小さな手桶、壺、たらい、よき、藁束、むしろ、半紙、ろうそくなどのほか、いかけ(鑄掛)という項目があり、さきの塩購入費などを含めた支払総額は二貫八九匁と計算されている。それに対して、油小売代、油かす、赤身の代金として二七〇匁ほどが村の収入となっているので、村

全体の入用はそれを引いた残額ということになる。なお、油小売代とは、合計一石一斗二升九合となる小口の売上代金である。五合から八升ほどの小口ばかり五五口となり平均すると約二升ずつである。一軒で必要な量だけを購入したものであろう。

無株者への分配

ここであらためて算用帳を見てみよう。漁株仲間ではなく、村全体での最終的収益は、銀六三二匁三分四厘となっている。全体の規模からしてきわめて少ない感があるのは、すでに漁株に売上金の大部分が渡っているからである。しかし、漁に対する権利のないはずの水呑にもいささかの収入はあった。それがこの金額に若干をプラスした六八五匁を全戸に均等配分することで、八四にわけると一軒あたり六匁となる。これが、文化九年三月において千本以上のイルカを処理した水呑にとっての収益である。なおこれは株持ちの家にも配布されているが、一株あたりの配当金は計算上では先に計算したように一七三匁であった。つまり一株を持っている者は、これと六匁の合計で一七九匁の収入となる計算であるから、株という権利を有するかどうかによって、これほどの大差が生じているのである。さらに、ここには出ていないが「かち賃」(後述)として追い込み直に接関わったことに対する報償(多くはイルカの現物で支給)があり、それは漁株の仲間だけで処理されたいので、その収入を加えれば有株者の収入はさらに多くなる。庄屋を務めた向井家が一二株を所有していた時もあったから、有力者の勢威がいかにどのようなものであったかが推し量られる。そして、この漁株制度は明治以降も継承されたので、明治末期に大規模な定置網組織ができてからも株持ちと無株者との格差はそのまま引き継

がれた。無株者にとっては定置網からあがる収益も、労働者の賃金としてしか配分されない。そこに漁株の開放を求める運動が起ころのは必然の成り行きであった。

なお、こうして処理されたイルカ肉と油の流通については、具体的な資料を欠くが、魚はすべて宮津の魚問屋に集約されていたとされる。

魚問屋

伊根で捕獲されたイルカは、塩江豚に加工されたり、生で売却された。宮津藩は宮津に魚問屋を開かせ、四軒が納屋衆として集荷を行った。この下で実際に魚の買い集めを行ったのが追掛(追懸)で、「ともぶと」という和船を使用した。追掛が増加するとともに船数が制限され、寛延元年(一七四八)に宮津追掛一一隻、伊根追掛二一隻と定められ、運上は各銀一枚とされた。当初は鯛・小鯛は宮津魚問屋に売ることとされたが、他の魚は自由販売が許されていた。しかしのちに他所売りは禁止され、すべてが宮津魚問屋に売るように命じられ、とくに伊根の農業事情から米でもって支払することも可能とされたが、魚価をめぐる利害対立は深まっていた。江豚水揚帳をみると、かなりの本数が生のまま宮津商人に買い取られていることがみえる。また塩江豚の売り先も当然ながら宮津魚問屋であったらう。イルカ一本の売値はおおよそ四匁から六匁程度で、漁ごとに異なっている。

六 刀祢と「かちちん」の関係

中世の刀祢の復活か

平田漁株文書を見ていくと、亀島・平田村が共同で捕獲したイルカは正確に折半され、ときに売却された場合でも代金が折半されている。しかし折半する前に全本数の一割が「刀祢」に配分されている。この「刀祢」とはいったい何をさし、どのような意味なのであろうか。

そもそも刀祢(禰)というのは、本来は律令制下の官人、役人をさしたが、中世には漁村における有力者を意味した。在地支配者としての刀祢は網場の権利を有し、多くの漁獲物の配分を得た。伊根町においては泊の七神社文明十四年(一四八二)棟札に「泊刀祢」とあるのが古く、新井村の寛永十七年(一六四〇)の記録では刀祢が一般百姓の二倍以上の土地を有していることが見える。いっぽう、伊根三ヶ村の内では、慶長七年(一六〇二)の平田村検地帳に屋敷地のほか田地を五反八畝余所有する「と禰」があり、日出村には平田村刀祢分の記載があるほか、日出村刀祢、高なし(梨)刀祢も存在していた。ただし、これらの刀祢がそれぞれの村落において具体的にどんな地位を占めていたのか、あるいはどのような特権を有していたのかはわからない。

ところが、元文四年(一七三九)の「江豚水揚帳」(目録No.30)によると、六月七日から十二日にわたって九回の取揚を行って大小合わせて二五〇〇本以上のイルカを得ている(表8)。そして毎回の取揚ごとに刀祢には一割が与えられているのである。

表8 元文4年6月のイルカ捕獲頭数

日時	全捕獲数	うち刀祢	平田村	亀嶋村	外部売却
6月7日	392	40	120	234	
小江豚	84	8	38	38	2
6月8日朝	61	6	18	36	2
小江豚	7	1		6	
6月8日晚	600	60	120	255	165
小江豚	60	6	17	17	20
6月9日朝	36	3	33		
小江豚	6	1	5		
6月9日晚	462	46	93	260	63
小江豚	69	6	32	31	
6月10日朝	117	12	30	70	5
小江豚	16	2	7	7	
	253	25	80	148	
小江豚	43	4	20	19	
6月11日朝	42	4		38	
小江豚	34	3	10		20
6月11日	178	18	56	75	28
6月12日	19	2	3	7	5
浮江豚	30	3	9	18	1
合計	2509	250	691	1259	311
内小江豚	319	31	129	118	42

「元文四年七月吉日 江豚水揚帳」(目録No.30)より作成。横が一致しない部分があるが原史料のママとする。

一 (六月) 九日
高四百六拾貳本

内 四拾六本 刀祢

貳拾本

宮津衆へ

三本

立石

忠左衛門

さきの慶長検地帳の時代から一三〇年を経ているのだが、そ

立石

忠左衛門

(下略)



写真13 カ(刀)拵が現物でも代金でも1割を配分されていることが見える(寛政11年「江豚水揚帳」目録No.10)

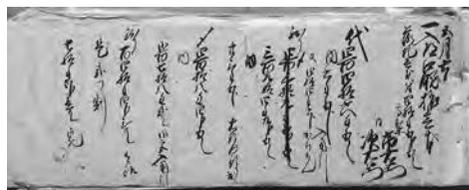


写真12 代金の1割を「かちちん」としている(延享元年「江豚水揚帳」目録No.2)

の間この伊根浦には刀拵の存在を裏付ける資料がない。そこで、『伊根町誌・上巻』では、この時点まで旧来の刀拵の特権が存続していたか、あるいは宮津藩に対する税として浦役人に1割を渡したことをさすのか、という仮説を掲げている^(註)。すでに岩崎も「近世初期において公の面から消えたこの『刀拵』が、また何故にふたたび帳簿上に現われてきたのか、ことに昭和三〇年の現在(執筆時点)において旧三ヶ村の古老は、どの家も旧『刀拵』を称したか知らないし、またこれを証する他の資料が全然発見されていない^(註)と述べている。

帳面上に刀拵が出ている例をさらに示そう。宝暦十二年(一七六二)の「江豚水揚帳」(目録No.1)には「入用カ拵共引」とある。このときのイルカ売上は銀七六五匁四分五厘で、そのうちの八四匁五分五厘がこの「入用カ拵共」にあてられているが、一か月ほど後に七六匁五分五厘が「カ拵」として支払われているので、「カ拵」の金額は売上七六五匁余の一割すなわち十分の一であるこ

とが判明する。なお、寛政八年(一七九六)五月の「江豚水揚帳」(目録No.8)では、たとえば大江豚四〇七本から四一本を「カ根」引としている。これらの帳面に出てくる「刀拵」を意味するはずの単語の最初の文字は「カ」としか読めない。寛政十一年の「江豚水揚帳」(目録No.10)でも、五月十日に江豚大九〇本のうち九本、十一日に六〇〇本の代銀二貫一〇〇匁から二一〇匁と、いずれも1割を配分されているのは「カ拵」である。だが後述する明治時代の帳面では最初に例示した延享元年の場合と同様明らかに「刀拵」であるので、本稿ではいちおう「刀」と同義としておく。

「かちちん」について

そこであらためて、この刀拵とはいったい何者であるか、あるいはどういう意味なのかを考えてみる。帳面を比較していくと、刀拵が出てこない年もある。しかしその場合には「かちちん」という名目で漁獲総量の1割が最優先で配分されている。伊根では魚を追い込むことを「かちこむ」という。つまり、「かちちん」とは、船でイルカの追い込みを行ったことに対する報償である。

延享元年(一七四四)五月の「江豚水揚帳」(目録No.2)をみてみよう。

五月六日
 一 入道江豚 拾壹本
 落札壹本ニ付 四拾匁五分五厘 高梨 市右衛門
 代 四百四拾六匁五厘 同 次右衛門

内 六匁五厘 入用
 又 四拾四匁六分 かちちん
 残り 〆三百九拾四匁九分五厘 (下略)

この「かちちん」が、さきの刀拵に対応しており、以後の帳面でも同じである。したがって、刀拵と「かちちん」とは同義であると考えられる。さきに紹介した捕鯨と同様、多くの船が音をたてたりしながらイルカを網に追い込んだが、最初に群を発見しその作業に取りかった集団を「サキガチ」といい、後発組を「アトカチ」といった。そのことに対する報償が「かちちん」であり、この語句が刀拵と同時に使用されることはない。さきに「カ拵」という表記が多いと指摘したが、「カチチン」の「カ」に引かれて「刀」を「カ」と書いているというのはいちがち過ぎだろうか。さらに「かちちん」についての史料を見よう。この史料は先に引用した「資料1」の第三部になる。したがって、標題は元文四年ではあるが内容は明治期のものである。

〔史料3〕 元文四年(一七三九) 江豚水揚帳(目録No.29) ③

第百三十六号改記

江豚貫行ハ

平田村

亀島村

式ツ割

△

一 江豚沖合五里以内ヨリ勝込ミ入湾スル時ハ先勝跡勝ト申志割ハ各かち賃ニ遣シ申候先跡ノ区別ヲ立割合申候例也

一 ガマ江豚之例無シ

一 大嶋日出ノものへハかち賃不遣ズ
 一 江豚入湾ノ七日めより浮分ハ村方江取りガマ江豚ハ多分落
 江豚有ものニ付曳網ニテ拾タル時ハ三分五厘拾主へ遣し申シ
 候定メ

一六 江豚算用平田村ニテ致ヲ例トス

一五 江豚曳ハ平田湾ニテ曳事

△但シ

平田村ハ漁株三十七株

亀嶋村ハ〆 七十五株

右

明治三十四年九月廿二日

漁法案ニ付 伴請ス

さきに引用した「資料1・2」と同じ史料の第三部にあたる部分である。最後に書かれている年次から、明治三十四年にいたって従来の慣行を再確認したものと推定される。文意は、まず「江豚貫(慣)行」として、漁獲は平田・亀島両村が折半することを大原則とする。ついで「沖合五里からかちこむ」とあるから、この明治期においては湾内に自然に入ってくるものだけでなく、積極的にかなりの沖まで追い込みに出ていることがある。そして「先勝・跡勝」として一割が渡されるが、そのあとの配分比率は任せるとしている。またかりに大島村と日出村が追い込みに参加しても「かち賃」は出さないとしており、イルカ漁が両村の独占漁であることを確認している。
 なお「かちちん」とは直接関係ないが、イルカの種類として「ガマ江豚」と書かれるイルカが出ていることが注目される。

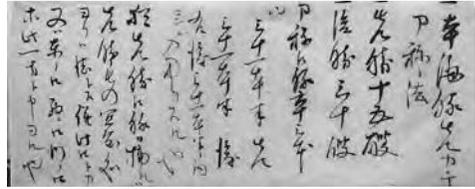


写真14 刀祢と勝賃が同義であることが判明する記述（明治12年「江豚水揚帳」目録No.22）

うちにストレスなどで死んでしまったイルカのことである。そうしたイルカを網で引き揚げた者（拾主）には、三五%を与えらるという意味となる。なお江豚曳は平田湾へ、というのはいちだんだんイルカはすべて平田村の浜に揚げるといのがイルカ漁の最初からの慣行であるので、そのことを確認した項目である。『伊根町史・下巻』のいうような、イルカ捕獲方に、追い込み法と曳網法の二種類があるという意味ではない。最後の但し書きは、両村がそれぞれ有する株数の再確認である。

つぎの史料は明治十二年（一八七九）六月に先勝・後勝の動員数や漁の実際の様子を具体的に示したもので、せっかく囲い込んだ千頭ほどのイルカのうち、嵐のために二〇〇頭ほどが逃げってしまったという。囲い込んだイルカはすみやかに取り揚げてしまわないと逃げ出すものだという昔からの言い伝えが

あったのに、という述懐でもある。

「史料4」明治十二年六月 江豚水揚ケ入用帳（目録No.22）

（表紙） 明治十二年六月吉日

江豚水揚ケ入用帳

惣代人 向井栄助

一 本海豚先カチ刀祢ノ法

一 先勝十五艘

一 後勝三十艘

刀祢江豚六十三本

内 三十一本半 先

三十一本半 後

右渡三十一本半之内

ニテ入用ヲスル也

猶先勝江豚ヲ揚ルハ先勝もの宜敷処ヨリハ法トス併此口トカ又ハ東ノ口西ノ口門ノ口

等此一方ト申ヨル也

六月十八日ニテ平田村より十二艘半鷹梨之モノ式艘半都合十五艘先ガチニ御座候テ二日午前十時ニ内海ニ入れ申候テ亀嶋と相談之上はり切致申候

右十八日午前十時頃叩入凡千本計入湾ス

十八日嵐ニ相成夜ゴメノン碇十八丁先カチ中間ヨリ出ス、尤ツナギ船義先カチヨリ出ス

十九日午前十時比ニ、四百九十本壱番網ニ捕、式番網午後二時百二十本捕ル、残り海豚逸ルナリ

右儀ハ、昔ヨリ先人申伝ニ、タテ込メタル江豚ヲ不捕シテ、又内海ノ残り江豚ヲ網ニ入レ不申候テハ、其内海ノ江豚逃ル事ト申伝ヲ此年不知ラ、式番網引切り、其上ニ残り急捕心得之処、式番網捕ヲオイゴ残り有、式三百程ノ海豚皆々頭ヲ揃、カチ音も不聞逃去申候也

この史料は明治期のものであるが、イルカ追い込み、すなわち「かち」の具体的内容を示すものとしても重要である。すなわち、「かち」は先カチと後(跡)カチとで折半していること、この時の追い込みに際しては、先勝一五艘の規定に合わせて、平田村が一二艘半、高梨(亀島村の字)から二艘半が参加して合計一五艘となっている。この「半」というのは、追い込みにいつ加わったかという作業時間による差であるのか、一五艘という大枠に収めるための調整だったのか、明らかではない。なにより重要なのは、「先カチ刀祢」「刀祢江豚」とある部分で、全体の文意からみてこの場合の刀祢は「かち賃」としての配分高を意味している。これによって、刀祢とは、イルカ追い込みに活躍した先カチ及び後カチに対する報償であることがあらためて明確に判断できる。追い込みのために動員された船の数には大差があるが、先・後が同額であるのは、先カチがより早く、かつおそらくは湾外からかちこんできたことを評価してのことであろう。

次に重要な点は、先勝に配分されたイルカを陸揚げする場所は任意の所とされていることである。平田村でのイルカの陸揚げは必ず決まった浜で行われたが、現存する各種帳面類には、刀祢分ないし勝負として全捕獲量の一割を配分されたイルカが

どこでどのように処理されたか、全く出てこない。おそらく関係者だけで適宜処理され、村の勘定とは全く別に処置されたとみられる。

ところで、刀祢は岩崎によれば、イルカ漁とマグロ漁に限って出てくる語であり、岩崎が提示している天保八年(一八三七)五月の亀島村のマグロ「浦漁帳」¹⁶⁾では、代銀の約二割が「刀祢」として引かれている。マグロ漁の場合をイルカ漁から敷衍して考えれば、船の上からマグロ網に向かってマグロを追い込む重要な役回りがあり、しかもイルカの場合よりもはるかに頻度の高い、いわばアテにできる漁業であったから、その役割は高く評価されたのであろう。マグロ追い込みについて筆者が直接聞き取りをした具体例を挙げれば、愛媛県宇和島市の三浦半島にある遊子^{ゆす}では、テンボウという長さ一尋、太さ一〇cmくらいの丸太に綱をつけたものを海中にできるだけ深く落としてマグロを追う作業があった。この作業を「テンボウをかる」といつていた。

さらに「かちちん」の例をあげよう。天保八年(一八三七)三月の「江豚水揚帳」(目録No.5)では、十日水揚げの大江豚三二三本に対しては「勝ちん」一三三本、小江豚三七本には、「先勝」五本、十一日には大二三九本に「先勝」三三本、小三五本に「先勝」二本で、両村は残りのイルカ本数を折半している。また同年の「両村(以下欠)」(目録No.6)の末尾には「明年カ勝ちん之義、四十五船ニ相定メ申候、まし舟三十舟 一歩ト相定其上ハ心得ニ而心付仕候事相談ニ而候」とある。多くの船によってイルカを浜辺に向かって追い込んでいた様子が見える。

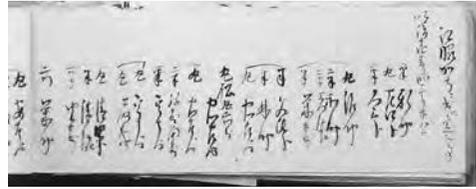


写真15 「かち」に出る組み合わせと株数が記された部分 (明治14年「江豚取揚帳」目録No.27)

さきに挙げた「史料4」の明治十二年「先カチ刀祢ノ法」で、先勝十五艘・跡勝三十艘の合計四十五艘というのに参加する船数の制限であるが、それがこの天保段階で決められたことが確認できる。そして規定を超えた「まし舟」も三十艘を限度とし、その報酬は「かち賃」の一割をあてるものとすると解釈できよう。

両村が持っていた船数は享保二年(一七一七)に合計一八一艘あった。イルカ発見、という時には手近な船が一齐にこぎ出すわけだから、船数の調整などはできない。したがって、ここに出てくる数字は、あくまでも規定上のものであり、現実には状況に応じた配分がなされたことであろう。

明治十四年の「江豚取揚帳」(目録No.27)の最後に「江豚かちニ出ル定之事 明治十四年旧三月廿八日」として、二名から四名を一組にした組み合わせ表がある。名前の上に記された丸(二株を示す)や二半を合計すると大部分の組が丸二つ分となる。組は一七あるが、それ以外に、「丸船丸二ツ分 忠左衛門」とあるのが注目される。忠左衛門はこの前後の組にも丸ひとつずつ書かれている。また栄助も二ツとある。もしこれらの組み合わせの単位がかち舟一艘分であるなら、忠左衛門は二艘、栄助も一艘を出すことになるので、かち舟の合計は二〇艘となる。さきに「先勝」十五艘となったこととどのような関係になるの

かは分からないが、勝舟の数が実動数ではないことを示すものだろうか。さらに、これに引き続き、

十四年五月十九日

一 張り切網 相改見候処

不足之分

二半 庄左衛門(以下四名略)

半株 清兵衛(以下三名略)

として、九名の名が書かれている。これは追い込み漁に必須の網を提供したことに対する報償不足分ではないかと考えられるが、船だけでなく網の所有者ないし権利保有者に対する配当があったことをうかがわせるものである。

さて、かち船のところに記された丸を合計すると、丸二三、半一二、二半が三、七半が一で、三五・八七五となる。株の総数は三七であるから、若干の不足がある。その理由は不明であるが、カチは、すなわち船と網を自ら所有するか仲間を持っていくこと、ひいては、それが漁をする権利と同義であり、これがすなわち漁株と直接結びついていることがわかる。つまりカチ賃もじつは漁株の仲間が先取りしていたのである。近世初期に刀祢が姿を消し、しばらくしてから江豚帳面に「刀(カ)祢」が一割を先取りする存在として現れたのは、かつての刀祢の権利が「かち賃」に移行したものとみて間違いない(このことは、網など漁に必須の漁具をかつては刀祢だけが所有していたことを示すものかもしれない)。そして、ある時点で漁株が編成されたのは、刀祢が圧倒的な権益を独占するという中世的

な村落構造が、平準な株制すなわち一軒あたりが平等な権利を有するという制度に転換したことをよく物語っている。

では、なぜ刀祢が「かちちん」と同義になったのだろうか。

七 漁株成立の契機と村落内における有株者の地位

刀祢の特権消滅と株制

中世的な刀祢の支配からの自立と、漁株制度の成立はひとつの流れとして理解すべきことが次の事例から明らかになる。平田村の隣村、大原村には中世以来有力な刀祢が存在し鱒刺網、イカ締網等の漁場を支配していたが、江戸時代になって株制がしかれ四九株の百姓株には田地と共に漁場の権利が附属していた。なお享保四年（一七一九）には四九株を三六人で所有し、一人で九株半を所有する者がいた。また新井村でも中世から刀祢が支配し、近世初期には刀祢助左衛門が庄屋をしていた。しかし寛文元年（一六六一）に京極高国により、年貢未納を理由に村中の田畑が取り上げられ、庄屋刀祢一族は村から追放されて新井村は一時廃絶したが、京極氏が改易されたため住民は旧地にたち帰り、他村が耕作していた土地の返却を受け、漁場の権利も含めて本田・畑を所有する一戸により株制を組織した。¹⁸

これら近隣の事例からみて、近世初期に本百姓体制が固められるなかで中世の刀祢の権利が開放され、その時点（一六〇〇年代のある時期）における本百姓がその権利を分けあって一戸一株という権利に移行したものと推定される。この流れが平田村や亀島村でも展開されていたとすれば、従来村落に対して刀祢が有していたさまざまな権利、具体的には網代などに対する支

配権は、村落構成員に対して排他的漁業権として分与された。二野瓶徳夫のいう総百姓共有漁場の成立である。¹⁹ 村落内からの新規参入、他村からの進出を抑制するのが目的である。この段階で刀祢が中世以来得ていた漁獲物の取得権も否定されたが、結果的にはその多くは運上という形で近世の領主が徴収することになった。その象徴的な存在が鱒運上である。

いっぽう、イルカ漁はきわめて不定期であり鱒という重要品目がある伊根においては恒常的な課税対象にする必要がない。

そこで、イルカ運上がない分、実際に漁に参加した船に対する報償が全体の会計処理の枠外に置かれ優先的に取り除かれるようになった。それが漁獲の十分の一というのは、おそらくかつての刀祢がもっていた権利に近い数字ではなかったか。したがって「かち賃」のことを刀祢と称するようになったものと推定できる。なお捕鯨に刀祢が見られないというのは、本格的な捕鯨の開始が刀祢の特権が消滅したのちであったことと、領主から鯨運上（一割）を課せられたためであろう。

なお、イルカ漁の収益および「かちちん」が漁株の仲間に入ったところまでは分かるが、とくに「刀祢」「かちちん」がどのように配分されたのかを示す資料がないため、現時点では詳細は不明である。

有株者と水呑の格差

明治十二年六月一四日のイルカ漁については、さきに刀祢とかち賃との関係で触れた。この年には捕獲したイルカの処置について、他の年とは異なる方法がとられており、かつ株有無の差が具体的に見える例なので本文を提示する。

〔史料5〕 明治十二年六月 江豚水揚げ入用帳(目録No.22)

卯六月十四日入候テ十九日取揚覚

一 大江豚六百五本

一 小江豚貳拾本

計六百貳拾五本

内

大六拾壹本

小 貳本

当り 五百六十式本

此訳

大 貳百七式本

大 貳百七拾式本

小 九本

小 九本

都合

平田村江

一 大小貳百八十一本 当り

此訳

壹本 村へ肴致ス

大壹本 惣代

〃壹本 向井忠左衛門

小二本 役人

小拾七本 筆頭十七人

小 壹本 宮津宿 波間屋へ

小 壹本 常使イ

都合 貳拾四本

当り残 貳百五十七本

代金 二百五十三円 但村値段大壹本ニ付金壹円カへ

此訳ケ口

一 八拾三本 和助〆文左衛門まで

外ニ小二本有之 南所組 改

代八十三円

一 八十四本 市兵衛ヨリ藤三郎迄

外ニ貳本有之 中組 改

代八十四円

一 八十四本 長右衛門ヨリ和七迄

外ニ小貳本有之 戸屋組 改

代八十四円

内七拾円 七月十二日 受取

内十四円 八月四日 〃

入済

一 大壹本 北所 常四良ニ 売

計金貳百五拾三円

内五円 跡カチ

刀拵

残金貳百四十八円

外 十三円六十五銭 三月海豚 七本代

此金貳百六拾壹円六拾五銭

内

金 五拾壹円式十六銭八厘 入用

金 同

金 式百拾円十八銭式厘

三十八式分半
割

丸五円四十九銭式厘

二半 壹円三十七銭三厘七分五毛

三十七株 丸三円宛

金百拾壹円

残り

金九拾貳円三十一銭三厘二毛五分

残シ置也

明治十二年八月四日さん用

丸 三円

半 一円五十銭

二半 七十五銭

七半 貳円二十五銭

(筆者註 次頁から「七十五銭 庄左衛門」に始まり四頁にわたってこの基準に従った配分額と都合四四の人名があるが省略し、五頁目より記載する。五頁の冒頭清七ら二名は株の配当ではないとみられる。)

一 壹円 清七

一 壹円五十銭 常四良

百拾壹円

百拾壹円拾八銭

一 壹円三十七銭 夫 角助ニ

三月七日右金相渡シ

米代

さし引

八月五日渡シ

(筆者註 以下、小入用控として六月十八日・十九日の出費内訳があるが省略した)

この明治十二年には、六月十四日にイルカが湾内に入ったのを確保し、十九日になって大小合わせて六二五本を取り揚げた。そこから刀祢分などを引いた五六二本を亀島村と折半し、平田村は二八一本を得た。そこから村に対する肴・惣代・向井忠左衛門・宮津宿波間屋・常使い・筆頭一七人に各一本、役人に二本の合計二四本を引くと残りは二五七本となる。そのうち二五三本を「村値段」一本一円(よそには一本二円)で、三つの組単位に売却した。内訳は南所組八三本(和助より文左衛門迄)、中組八四本(市兵衛より藤左衛門迄)、八四本(長右衛門より和七迄)で、かつ小江豚二本ずつを添えた。いわば漁株が村全体に獲物を売り付けたという形になる。さきに文化九年の場合を詳細に示したが、そのときは村に売ったと仮定して計算していたのだが、この場合は組ごとに配分して実際に入金させている。

じつはそのつもりで他の年の帳面を見直すと、明治四年の「江豚水揚げ入用帳」(目録No.19)で、三月三日から五日にかけて大小合わせ五三七本の水揚げがあり、一四四本を亀島村に「網道具代」として渡し、亀島村に一九四本、「いねや」に二本、平田村に一九七本を配分している。なお、このときには「かち賃」などの記載がない。平田村では、南所・中組・戸屋組にそれぞれ五七本ずつ配布し、残り二六本を常夫(村の用を務める



写真16 株数に応じて支給した様子が判明する
(明治12年「江豚水揚入用帳」目録No.22)

者)や庄屋などに分けた。この五七本のイルカは銀一〇貫五二二匁五分と評価されて記帳された。そして南所ではイルカを三つ割にして一七一のブロックとして塩江豚を作り、一〇貫目あたり銀一五五匁余で売却、代金一四貫八四匁となったので、差額の銀四貫三〇四匁八分(ママ、ほぼ近い)をあらためて受け取った。南所がこれらの処理に関して作成したのが未年(明治四年)三月の「江豚売上帳」(目録No.20)である。それを見ると、三月九日に「せんじ粕」、油などの項目が出てくる。おそらく切り落とした頭を煮て油をとり、その粕もまた肥料として売ったもので、これは南所独自の収入となったと思われる。こうして見ると、近世には捕獲したイルカは平田村全体(江豚仲間)に掛け売りされ村全体での処理が終わってから清算されてきたのが、明治になると村全体ではなく平田村を構成する三つの組に均等に割り振られるようになっていった。天保八年(一八三七)から長い間イルカ漁は行われなかったようなので、この明治四年のイルカ漁はじつに足かけ三五年ぶりのことであったが、明治になって従来の村全体の作業から組単位の作業へと変わっていったのである。ただし亀島村においては元文四年(一七三九)の「江豚水揚帳」(目録No.30)において亀島村配分本数を四分していることがみえるが、これは同村を構成する四つ

の集落に分けたもので、その内部がそれぞれどのように処理していたかは不明である。

さて、再び明治十二年の帳面に戻る。漁株では三つの組からあがってきた売上金から小入用などを引いた二一〇円余の内より三七の漁株に対して一株あたり三円を配分した。一株持ちを「丸」といったので、丸が三円、半が一円五〇銭、二半が七五銭、七半が二円二五銭という書き込みがある。以下、「七十五銭 庄右衛門 壱円五十銭 新助」などのように金額と名前が列挙され、名前ごとに角印が押されているので、これは受取の確認であろう。名前は四四あるので、この時点で株を持つものは四四名いたことになる。その結果残金は、九二円三一銭余となり、「残シ置也」と注記があるので、株の仲間の留保金となったらしい。この決算が済んだのは八月四日であった。

なお、小入用として支出された金額は五一円四六銭八厘であるが、イルカを揚げるまでの二日間に、じゃこ一斗、ほしかぶら二升、米三斗六升などの食べ物、「火焚き」「江豚米若者へ」「番にやる」といった項目で提供されている。湾内に囲いこんであるイルカの番や篝火を焚く仕事、そうした作業を村の若者たちが実施していたと思われる。若者に対する支出は、たとえば文化九年の江豚算用帳(目録No.11)にも、若者に江豚八本を渡したことなど他の年にも見られ、実働部隊として大きな役割を担っていたと思われるが、実際の活動内容についての記録はない。また、酒七斗が七円で購入されており、これは作業完了後に宴が開かれたことを示す。線香・ろうそく代と海蔵寺等への支出は、鯨の場合と同様にイルカ供養が行われたからであるう。

ところで、株制成立当時には株持ちとして同じ権利を有していた村民の間で次第に階層分化が始まり、田地までも含む株の権利は移動したり細分化したりしていった。その結果特定の有力者への集中と並行して、二半というようにわずか〇・二五株の権利しか有しない者であってもいちおうは株持ちの仲間となった。いっぽう、無株者は明治になって「水吞」といわれており、この丸の所有者を列挙した明治十四年の「江豚取揚帳」(目録No.27)の表紙裏に次のような記述が見える。

此度水吞五十二戸江壺戸四十銭ツツ遣シ申候儀ハ此江豚一本代金は当直段金壺円八十銭ニ三組ニ分ケ渡申候ニ付五十

二戸江廿円八十銭割当テ遣シ申候也

尤此儀ハ古例之通り壺円八十銭も当直段ナラバ壺円五十銭位ニ割り当テ申候儀ナルガ至当致候様ニ考へ申候也

右古例

そして帳面の後ろの方に「水吞江渡也」として一人あたり四十銭ずつ五十二名が列挙されている。三つの組に同数のイルカを売り渡したが、その一本当たりの価格を一円八〇銭としたことに対して、一円五〇銭くらいで算定すべきではなかったかという。この年の「塩江豚帳」によれば、三つの組ごとに塩イルカに加工して売却しているので、この単価設定は安ければ安いほど組の利益になるというわけである。同じ帳面に経費を差し引いた金額を丸が五円という規準で三七株に配分したことが書かれている。配分を受けた株持ちの内訳は次のとおりである。

四つ(忠左衛門)、二つ(栄助)、丸半(三人)、丸(一人)

七半 \equiv 七五% (一人)、半(二〇人)、二半 \equiv 二五% (六人)で、株持ちの数は四六人である。ただし株数を合計すると三六・七五株にしかならないが、その理由はわからない。

ここには有株者の仲間と無株者との間に、意識的にも経済的にも大きな格差が存在したことがよく表れているのである。さらにいえば、のちの有株者だけが権利をもつ大敷網敷設にいたる前から、有株者と無株者との対立が際立ちはじめていたので、有株者の間では権利関係をきちんと確認しておくことが必要になり、このような記載がなされたものとみられる。

明治三十八年になって伊根鰯大敷組合が結成されて大敷網が導入され漁獲は増大した。当初、組合員三三〇ないし三四〇人のうち有株者は一六〇〜一七〇人で、無株者は大敷持ちとして作業に従事し、余剰人員はくじ引きで仕事についた。しかし無株者からの権利主張が強まり昭和十五年にこの鰯大敷組合の漁業権すなわち有株者の独占的な権利を漁業組合が買い取ることで旧来の漁株は完全に解消された。³⁰⁾

まとめ

漁株の獲物を村落の共同作業として処理させる仕組み

伊根浦におけるイルカ追い込み漁の実態を史料に即してみてきた。詳細に記録された帳面の分析によって、捕獲したイルカがどのように配分され、商品化されたかも明らかにした。さらに、刀祢は「かち賃」と同じ意味で使われており、かつての刀祢の得ていた特権の名称が、イルカ追い込みの作業に対する報償の意味に変化したことを明らかにしたが、それは漁株成立

と関わりをもつ変化ではなかったか、という仮説も提示できたと思う。

この漁株と一般村民、いや漁株所有者が一般村民ともいえようが、それ以外の無株者は水呑として有株者に隷属せざるを得ない状況に置かれていた。もちろん本来三七人であったはずの有株者が明治初期には四〇人以上となって、しかも複数株を持つ者と、有株者とはいいながら、わずかに四分の一株しか持たない者という差があった。しかしこのことは、水呑から株持ちへの上昇も可能であったことを示しており、その逆もありえた。漁株は権威だけでなく実質を備えていたから、それが村の人間（例外もあった）で売買されることで、村内金融の媒介となると同時に、発言権の裏付けを伴って村落秩序を保つ重要な機能を果たしてきたのである。

漁株という特権をもった者たちが、それを持たない水呑の労働力をどのように組織したのかという実態が、大量のイルカをどのように処理してきたかという点に表れている。まず、イルカ捕獲作業は、船を持つ者が仲間を組んで「かちこみ」をするが、これをおこない「刀拵」「かち賃」を得るのは漁株所有者だけである。そして「かち賃」一割を除いたあとのイルカは、すべて漁株仲間の所有となるが、その大量のイルカ処理には村落全員があたらないと不可能である。そこで名目的にイルカすべてを村（平田村）に売却し、村全体の所有物としたうえで、村人全員参加のもとで処理をする。この作業中は株の有無には関係なく同じ立場で参加する。これが「江豚仲間」である。そして最後の精算時に、最初に村に対して売掛の形になっていたイルカ代金を漁株仲間が回収し、その残りから必要経費を引い

た残額を作業に参加した全員に均等に配分する。この場合、最初に設定した仮のイルカ価格が基本になるのだが、その価格設定は一部の商人が買い取ったりする時の評価を参考にしたと思われるものの、根拠は不明である。なお、明治になってからは、おそらく水呑の力がついていきたこともあるようで、イルカは各組あてに実際に売却され、組ごとに作業を行って精算するようになった。しかし、漁株所有者という一部の特権者が得た漁獲物を、村落全体の共同作業で処理するという巧みな仕組みは存在し続けたのである。

平田・亀島両村の鯨類捕獲の権利

ここでもうひとつ考えてみたい問題がある。それは、同じ伊根浦にあった平田村と亀島村の鯨類捕獲に対する権利の違いがなぜ生じたのかということである。つまり、捕鯨は亀島村のみ、イルカ漁は両村共同で獲物は折半という慣行である。

まずこの二村が相互にどのような関係にあったかを見る。亀島村は本稿冒頭で確認したように高梨・立石・耳鼻・亀山という四つの集落から成っているが、いちばんの本拠は高梨であったようだ。それは平田村刀拵、日出村刀拵とともに「高なし刀拵」が存在したという記録から、少なくとも中世から高梨の開発は進んでいたとみることができ、このことは伊根浦最大の祭礼からもうかがえるのではないか。

伊根浦を代表する華麗な船屋台で知られる八坂・八幡神社の大祭は、大漁の年に区長協議により執行されたという。この時にはさまざまな芸能に加えて高梨・立石・耳鼻・亀山から一艘ずつの船屋台が出る。これはトモブトという小さな和船七艘を横につないでその上に屋台を組みあげたもので、それぞれ化粧

舟（楽屋）を従え、各字の浜で歌舞伎を演じる。平年にも祭礼船が亀島から高梨の宮の浜に乗りつけ宮入をする。行事そのものは八坂神社という社名からわかるように祇園祭りの船屋台の流れをくむものであるが、ここで注目すべきは、祭りの中心が高梨（平田に隣接する）鎮座の神社であることである。中世に「高なし刀拵」がいたことを想起すれば、現在の亀島を構成する四集落のうち、高梨がもっとも古く、いわば亀島の本貫の地であり、祭礼にあたっては対岸の亀島の宿から出立し祭礼船に乗った一行が真っ先に高梨の宮の浜に乗りつけるのも、高梨がもっとも古くからの集落であることを物語っている。

ここで長崎県五島有川における捕鯨とイルカ漁との関係を検討したい。⁽²⁾すなわち彼の地ではイルカ漁の網代が設定されていたところに、近世初期に開発された網捕り法による捕鯨組が参入している。つまり、イルカ追い込み漁は網捕り法による捕鯨よりも明らかに起源が古い。とすると伊根湾内のイルカ漁は記録はないながらも、隣り合う平田・高梨両村の共同漁としておそらく中世からおこなわれていたと見るのが自然である。イルカを追いつむ浦が必ず平田湾とされたのも、両村共同で行われる以上、そこが最適な場所だったからだ。しかも当時は集落の規模にも大差がなかったため、両村の刀拵の指揮のもとに漁獲物を折半するのは最初からの慣行だった。日出村が関与できないのは、同じ伊根浦ではあっても入江が異なるからである。したがって近世以降に平田が亀島とイルカ漁の成果を折半しているのは、隣接する二村がむかしから共同しておこなっていた漁がそのまま継続されたものだったためである。「かちちん」に先行する「刀拵」という取り分の呼称も、この漁の起源が古

いことを示している。

それに対して、捕鯨は高梨から湾の向かい側に拡大していった（と思われる）立石・耳鼻・亀山の三集落が高梨との間に網を張りきることによって可能になった。現今捕鯨の基礎をつくったとされる永浜・奥野両家も高梨の人である。「鯨永代帳」によれば最初の記録は明暦二年（一六五六）二月のザトウクジラである。ここで想起したいのは、さきに引用した『京都府漁業誌』において「天文年間の藁網で捕った鯨の代価で一部を藁網から麻網とした」という記述である。これが実行された年代は確定できないが、捕鯨技術の流れをみると丈夫な麻網の採用が契機となつて捕鯨業は急速に発展する。したがって伊根湾内における捕鯨が本格化した背景として、次のような三つの条件が考えられよう。ひとつは、長く繋げることができ、かつ強靱な麻網の採用、ひとつは大規模な追い込み船団の組織化、さらには網を張りきる拠点となる場所（地先）の確保である。この三つを亀島が備えることができたのが、おそらく明暦期ではなかったろうか。亀島だけが単独でこうした条件をもち、単独で俗にいう耳鼻の谷に鯨を追いつむことが可能になった。当然ながら平田村の手を借りる必要はない。亀島の「鯨永代帳」冒頭に記載されたザトウクジラは、本格的な捕鯨の開始を告げるものだったといえよう。

だからこそ、同じ湾内にあり、しかも隣接する平田には捕鯨の権利が全くないのである。そしてイルカ漁に関して言えば、最初から折半する慣行であったのである。こう考えれば、同じような条件下にありながら、捕鯨・江豚漁について、両村が一見極めて不平等なように思える理由がはっきりする。

イルカ漁は莫大な収入をもたらした

もう一点、捕鯨については鯨運上というかたちで宮津藩から課税されたが、イルカについては運上を課せられた記録がない。おそらくブリと異なって、一年ないし数年に一度の全く予測できない僥倖による漁であるがゆえに、ブリという貨幣価値の高い魚種がある以上、イルカについての課税は問題にされなかったであろう。

さらに、この平田村におけるイルカ漁の経済的位置づけを考えてみたい。亀島村に残る「鯨永代帳」に記載されているクジラ一頭の落札価格は、もちろん大きさや鯨種によって異なるものの、最初のうちは銀一、二貫で、本稿でイルカ漁を詳細に分析した文化九年と同じ年の三月にとれたザトウクジラ（長さ六尋一尺）は銀三貫七八〇匁である。いっぽうこのときのイルカ漁では、全本数二一〇八本、これは一本あたり七匁五分で評価されているから見積金額は一五貫八一〇匁となる。浜値はなんとクジラ四頭分以上である。さらにいえば、このときの必要経費などを引いた平田村単独の売上金額は、油などの付加価値分も含めると一〇貫七〇七匁余となる。亀島村でも同様な処理が行われたと仮定し亀島村が受領した本数に比例させると六貫二〇六匁余となる。これには刀祢の分（同様に比例計算すると銀一貫八九五匁となる）は含まれないから、文化九年のイルカ漁は両村でおおよそ一八貫八〇〇匁、かりに金一両を銀六〇匁で換算すると三二三両という莫大な経済効果をもたらしたことになる。

これほどの現金が平田・亀島両村にもたらされただけでなく、肉や油は主として宮津の商人に買収取られて販売された。滅多

にないイルカ漁ではあったが、捕獲する両村にとっても、商品として売りさばく問屋にとっても、さらには塩イルカや油を購入する周辺住民にとっても、その意義はきわめて大きなものであった。漁の後の宴が盛り上がったであろうことは、村に残る入用帳の酒代などが物語るとおりである。

最後に残念ながら確認しておきたいことがある。それは、本稿の主役であるイルカは、いったいどんな種類なのか、明確なことである。現在でも大敷網にはイシイルカなども含めて何種類かのイルカが入ることがあり、周辺海域ではカマイルカも目視されているというが、追い込み漁を実施した経験者はずでなく、史料上で種名が確認できるのは、カマイルカだけである。「獲ったイルカは、入道イルカとマイルカで、主として油をとり、その他は肥料にした」⁵³ともいわれるが、これまで明らかにしてきたように、伊根においてはイルカ売上金の中心は肉であった。入道イルカというのはゴンドウのことだが、これも方名であるので種の特定は簡単ではない。二〇〇〇頭を超す大群で湾内に追い込まれるのは、スジイルカである可能性が高いが、史料に大江豚、小江豚とでてくるのも、もしかしたら親子ではなく、混群を捕獲した可能性もある。その意味で、当時のイルカの骨とか、なんらかの遺物が見つかれば種の特定が可能になる。イルカが回遊してきた季節は明らかであるので、追い込み漁の実態という社会的な側面だけでなく、種が同定できれば近世から明治初期における鯨類の生態を明らかにする資料にもなるはずである。この点について、ぜひ専門家からの御教示をいただきたいものである。

註

- (1) 本稿のための現地調査は一九九二年八月と二〇〇八年十月に実施した。地元において史料の閲覧と写真撮影を御快諾くださった向井義夫氏・同淳二氏、種々の御教示をいただいた郷土史家の和久田幹夫氏、京都府丹後郷土資料館の井之本泰氏、京都工業繊維大学の日向進氏の御協力に深く感謝する。
- (2) 岩波日本思想体系1『古事記』一九八二年、二〇三頁
この意義については、中村羊一郎「海豚参詣とイルカ祭祀」『静岡県民俗学芸誌』第二四号、二〇〇三年
- (3) 京都府立丹後郷土資料館・京都府教育委員会『丹後の漁撈習俗』一九九七年
- (4) 羽原又吉「丹後伊根浦の鮒株制とその経済史的発展」『日本漁業経済史・中巻一』一九五三年、岩波書店 岩崎英精『丹後伊根浦漁業史』伊根漁業協同組合、一九五五年 二野瓶徳夫『漁業構造の史的展開』(近代土地制度史研究叢書第四卷)一九六二年、御茶の水書房
- (5) これは丹後半島各地に残る多くの文書群とともに京都府教育委員会・京都府立丹後郷土資料館によって『京都府古文書調査報告書・丹後漁業関係古文書目録』として一九九四年に刊行
- (6) 和久田幹夫『舟屋 むかしいま』あまのはしだて出版、一九八九年、一五頁
- (7) 京都府水産講習所『京都府漁業誌』第二巻、一九〇九年、一頁
- (8) 『伊根町誌・上巻』一三〇頁
- (9) 岩崎英精『丹後伊根浦漁業史』伊根漁業協同組合、一九五五年、七五頁
- (10) 『伊根町誌・下巻』二二八五頁
- (11) 羽原又吉『日本漁業経済史・中巻一』岩波書店一九五三年、七四頁
- (12) 羽原、四九頁
- (13) 岩崎、一七三頁
- (14) 岩崎、一九九頁
- (15) 岩崎、一七五頁
- (16) 羽原、三八頁
- (17) 羽原、七〇頁
- (18) 『伊根町誌・下巻』二二六九頁
- (19) 岩崎、三一七頁
- (20) 『伊根町誌・下巻』三四〇頁
- (21) 『京都府漁業誌』第二巻、二頁
- (22) 岩崎、八〇頁
- (23) 宮津藩本庄氏入領後三年目の宝暦十一年(一七六一)から領内はじめ丹後国内一円の歴史的観察を主とした地誌として編纂を開始、天保期に完成したとされる。現在の京丹後市に属する地域は同市史編さん事業の一環として翻刻されたが、伊根を含む地域は未翻刻であり、ここでは岩崎前掲書からの引用とする
- (24) これは筆者の実見した例だが、某所で定置網に入ったザトウクジラを処理していたとき、鯨包丁で肉を切り取られてもまだ息のあった鯨が突然なんともいえず大声というか音響を発して尾を激しく地面に打ちつけ、そのまま静かに

なつた。

- (25) 長谷川達「古代丹後の漁撈資料」『丹後の漁撈習俗』一九九七年、二四八頁
- (26) 京都府立丹後郷土資料館特別展図録『丹後・海の100年』二〇〇〇年刊行による
- (27) 『京都府漁業誌』第二巻、六一七頁
- (28) 岩崎、三三九頁
- (29) 『京都府漁業誌』第二巻、一〇九―一一〇頁
- (30) 和久田幹夫『舟屋むかしいま 丹後・伊根浦の漁業小史』あまのはしだて出版、一九八九年、二四頁
- (31) 元文四年の「未年江豚水揚帳」目録No.29
- (32) 『日本の食生活全集』聞き 書京都の食事』農文協、一九八五年、二八七頁・二九三頁・三一〇頁
- (33) 京都府教育委員会と丹後郷土資料館編の『京都府古文書調査報告書・丹後漁業関係古文書目録』一九九四年
- (34) 『京都府古文書調査報告書・丹後漁業関係古文書目録』「文書解題」四九四頁
- (35) 現在文書を保管している向井淳二氏の御好意により二〇〇九年十月にお宅で閲覧と写真撮影を許可されたので、本稿の記述はその写真版をもとに行う。
- (36) 岩崎、三三九―三四二頁
- (37) 竹中邦香「会員からの質問に対する応答」『大日本水産会報告』第九八号、一八九〇年
- (38) 吉岡哲太郎「海豚の利用」『大日本水産会報』第三二五号、一九〇九年
- (39) 柳植悦談話「海豚諸件（海豚の種類、形状、性質捕獲方法及び効可）」『大日本水産会報告』第六三号、一八八六年
- (40) 竹中邦香「会員からの質問に対する応答」『大日本水産会報告』第九八号、一八九〇年
- (41) 柁川温「海豚機械油製法質問に対する応答」『大日本水産会報』第六三号、一八九〇年
- (42) 『伊根町誌・下巻』三三七―三四一頁
- (43) 『伊根町誌・上巻』一九八四年、一四三―一四七頁
- (44) 『伊根町誌・上巻』一四八頁
- (45) 岩崎、三四六頁
- (46) 岩崎、三四一頁
- (47) 『伊根町誌・下巻』二九八―二九九頁
- (48) 『伊根町誌・下巻』三〇五頁
- (49) 二野瓶徳夫「漁業構造の史的展開」御茶の水書房、一九六二年、二二頁
- (50) 京都府教育委員会『丹後の漁撈習俗』一九九七年、三一―三三頁 井之本泰「丹後ブリ大敷網導入前後」（小島孝夫編『海の民俗文化』二〇〇五年、明治書店）には技術伝承に関する詳細な記述がある。
- (51) 『伊根町誌・下巻』八〇〇頁
- (52) 中村羊一郎「玄界灘におけるイルカ漁と漁業組織」『静岡産業大学情報学部研究紀要』第七号、二〇〇五年
- (53) 丹後郷土資料館特別展図録『伊根浦の歴史と民俗』一九八七年、一〇頁